

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

追加型投信 内外 株式

野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド

追加型投信 国内 債券

【投資信託説明書（請求目論見書）】

(2019年3月9日)

この目論見書により行なう野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド/野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2018年9月7日に関東財務局長に提出しており、2018年9月8日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行(売出)価額の総額】	3
(4)【発行(売出)価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	7
第1【ファンドの状況】	7
1【ファンドの性格】	7
2【投資方針】	14
3【投資リスク】	30
4【手数料等及び税金】	34
5【運用状況】	39
第2【管理及び運営】	50
1【申込(販売)手続等】	50
2【換金(解約)手続等】	51
3【資産管理等の概要】	52
4【受益者の権利等】	55
第3【ファンドの経理状況】	57
1【財務諸表】	57
【中間財務諸表】	80
2【ファンドの現況】	97
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	98
第三部【委託会社等の情報】	99
第1【委託会社等の概況】	99
1【委託会社等の概況】	99
2【事業の内容及び営業の概況】	101
3【委託会社等の経理状況】	102
4【利害関係人との取引制限】	148
5【その他】	148
約款	149

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

野村ピクテ・ヘルスケア マネーブール・ファンド

(これらを総称して「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。なお、「野村ピクテ・ヘルスケア マネーブール・ファンド」を「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド マネーブール」もしくは「マネーブール・ファンド」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド 1兆円を上限とします。

野村ピクテ・ヘルスケア マネーブール・ファンド 5,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

(5)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に 3.24% (税抜 3.0%) 以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

1万口以上 1口単位 (当初元本 1口 = 1円) または 1万円以上 1円単位

(購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。)

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には 1口単位とします。

(7)【申込期間】

2018年9月8日から 2019年6月14日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9時 ~ 午後 5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9)【払込期日】

取得申込日から起算して 6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)
<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、マネーブール・ファンドのお取扱いを行なわない場合があります。

収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の 2 つの申込方法があります。

お申込みの際には、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(「マネーブール・ファンド」は、スイッチング以外によるお買付はできません。)

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付けを取り消す場合があります。

スイッチング

「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」「マネーブール・ファンド」間で乗換え(以下「スイッチング」といいます。)ができます。

スイッチングとは、「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」または「マネーブール・ファンド」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後 3 時までにいづれかもう一方のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

スイッチングによる申込みは、1 万口以上 1 口単位または 1 万円以上 1 円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」または「マネーブール・ファンド」の全額をご換金した場合の手取金をもっていづれかもう一方のファンドの取得申込みを行なう場合は、1 口単位とします。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。(詳しくは「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧下さい。)

(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

申込不可日

「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」は、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、原則として取得、換金およびスイッチングの申込みができません。

申込日当日が、ロンドンの銀行の休業日またはニューヨーク証券取引所の休場日にあたる場合。

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」および「野村ピクテ・ヘルスケア マネーパール・ファンド」のスイッチング可能な2本のファンドから構成されています。

<野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド>

世界各国（新興国を含みます。）のヘルスケア関連企業の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ヘルスケア関連企業とは、主として製薬、バイオテクノロジー、医療機器、医療・健康サービス関連企業等のことをいいます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

<野村ピクテ・ヘルスケア マネーパール・ファンド>

円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

「野村ピクテ・ヘルスケア マネーパール・ファンド」は、「野村マネー マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」が5,000億円、「野村ピクテ・ヘルスケア マネーパール・ファンド」が2,000億円です。

ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回 年 2 回 年 4 回	グローバル (日本を含む) 日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月) 年 12 回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米	あり ()
不動産投信	その他 ()	中近東 (中東)	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般	年2回		
大型株	年4回	日本	
中小型株		北米	
債券	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド
一般			
公債			
社債			
その他債券	年12回 (毎月)	アジア	
クレジット属性			
()		オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他 ()	アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合		エマージング	
()			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2013年2月21日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは

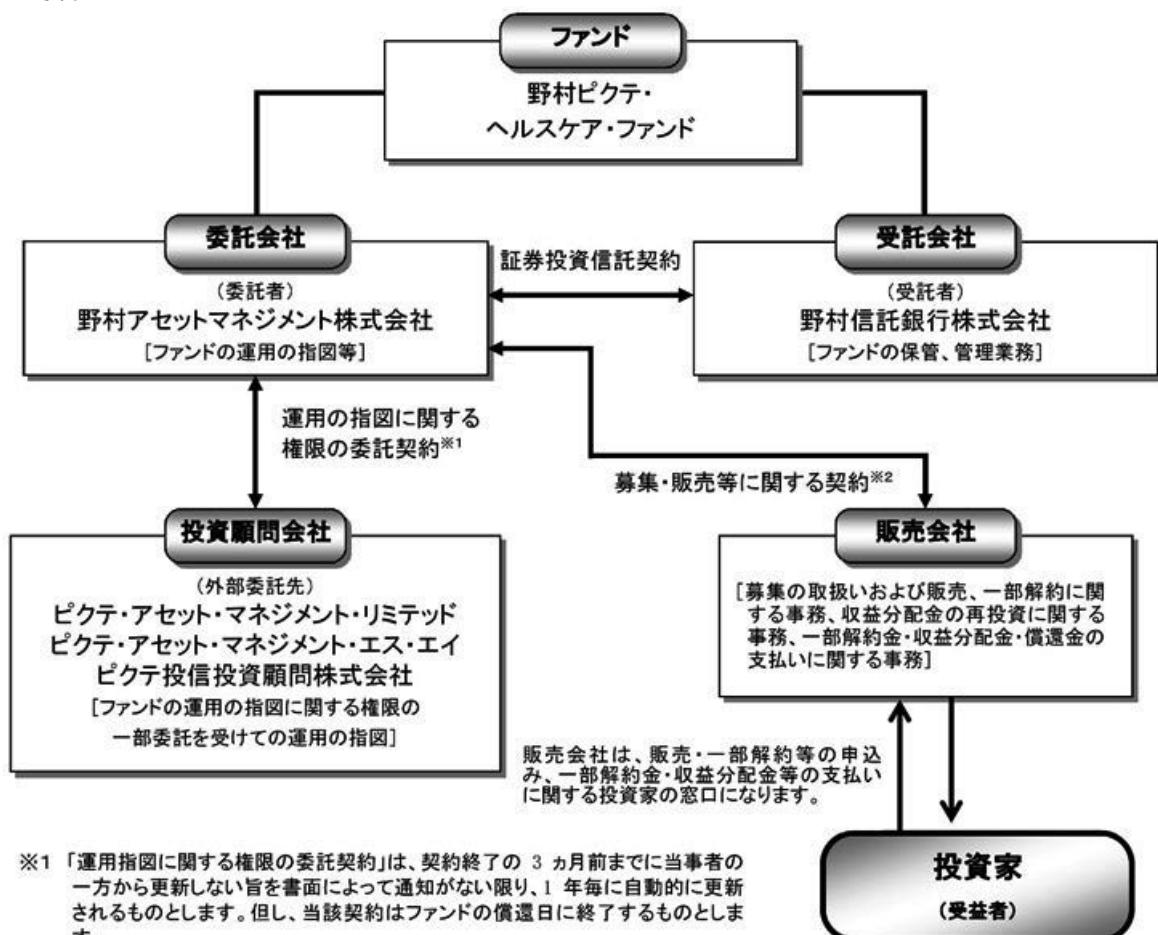
は運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

- 2009年6月24日
 - ・信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
- 2018年6月1日
 - ・「野村ピクテ・ジェネリック&ゲノム・ファンド」から「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」へ、「野村ピクテ・ジェネリック&ゲノム マネープール・ファンド」から「野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド」へ名称を変更
 - ・運用の基本方針を変更し、投資対象を拡大

(3)【ファンドの仕組み】

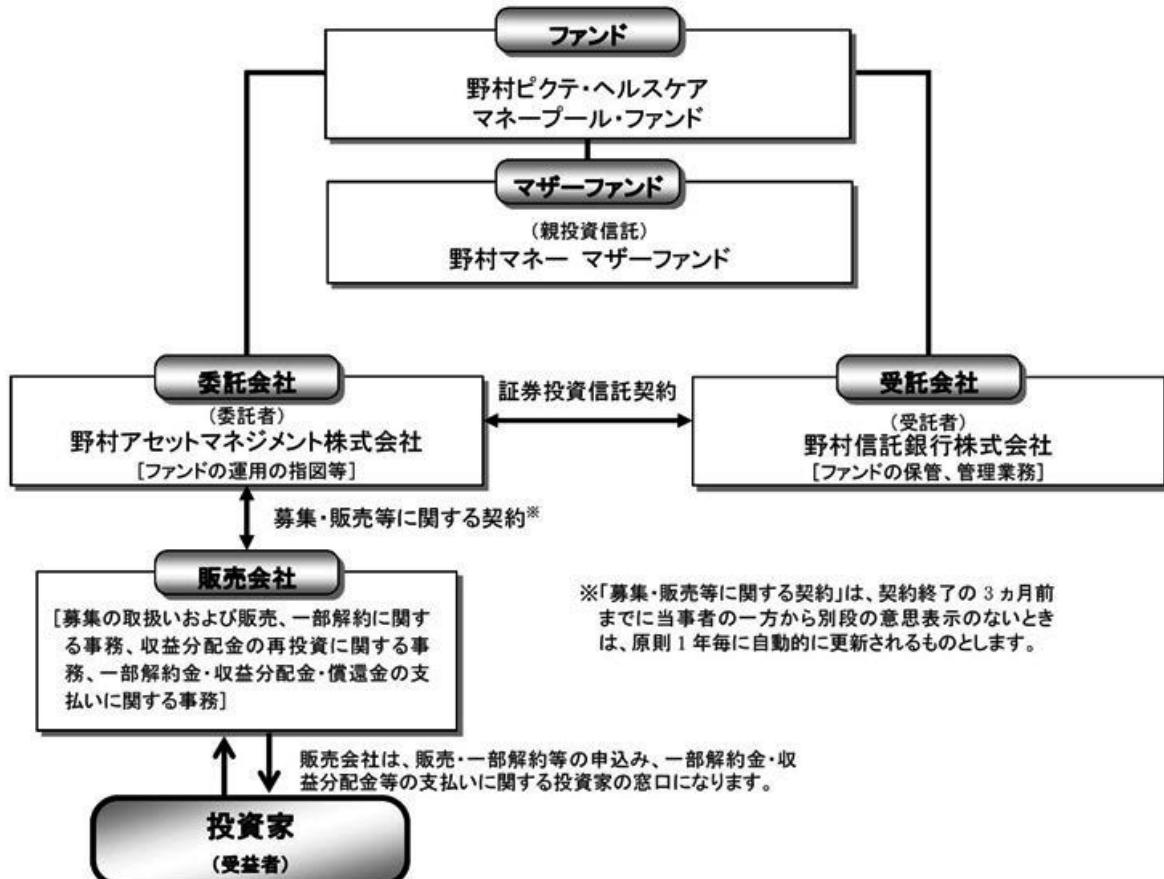
野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド



※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の 3 カ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1 年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

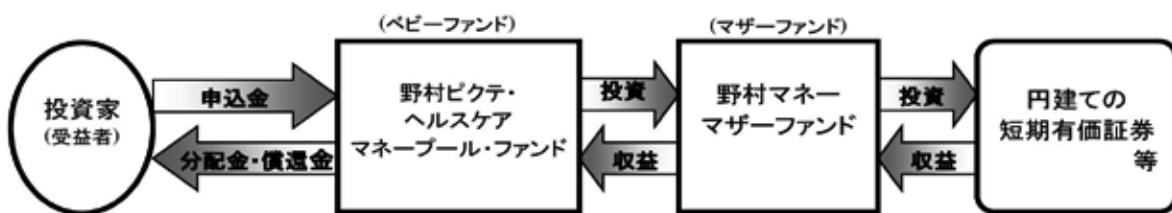
※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の 3 カ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則 1 年毎に自動的に更新されるものとします。

マネープール・ファンド



ファミリーファンド方式について

ファンドは「野村マネー マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

ファンドは、マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況(2019年1月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村
アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

2003年6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド>

[1]株式への投資にあたっては、世界のヘルスケア関連企業の中から高い成長が期待される企業の株式を各分野の専門的な観点から調査、評価して、投資銘柄を選定します。また、バリュエーション、流動性等を考慮しポートフォリオを構築します。ポートフォリオについては適宜見直しを行ないます。

銘柄選択の視点

研究開発力と研究開発のリスク分散

ユニークな製品／技術基盤を持ち、複数の研究開発プロジェクトを有する企業に注目します。

優れた科学技術と強固な経営陣

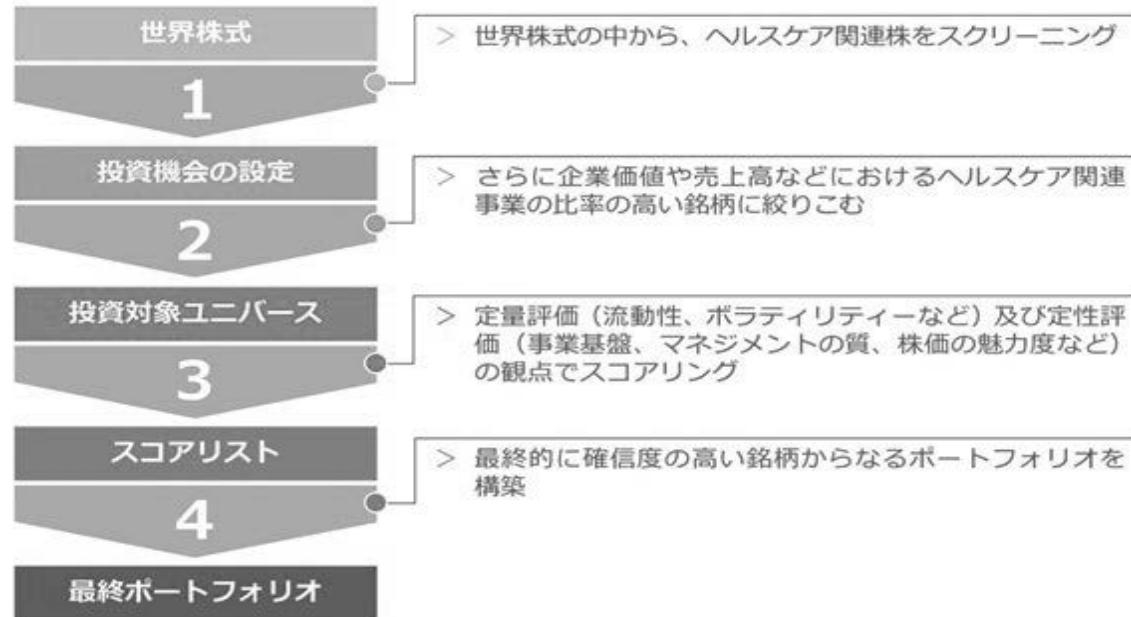
優れた科学技術と経営手腕(マーケティング戦略、特許戦略など)を有する強力な経営陣を持つ企業に注目します。

健全な財務内容

資金の調達状況など、企業の継続性を維持できる財務の健全性を有するか否かを確認します。

上記は、今後変更となる場合があります。

ポートフォリオ構築プロセス



上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

[2]株式の組入比率は、高位とすることを基本とします。

[3]外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

[4]運用にあたっては、「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド」、「ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ」および「ピクテ投信投資顧問株式会社」に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	委託先名称	委託先所在地
内外の株式等 (主として海外株式等) の運用	Pictet Asset Management Limited (ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド)	英国 ロンドン市
	Pictet Asset Management S.A. (ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ)	スイス連邦 ジュネーブ市
内外の株式等 (主として国内株式等) の運用	ピクテ投信投資顧問株式会社	東京都 千代田区

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

ピクテ・グループのご紹介

ピクテ・グループの中核である「ピクテ銀行」は、スイス・ジュネーブで1805年の創業以来2世紀にわたり資産運用専門銀行（プライベート・バンク）として、世界中の投資家から厚い信頼を得ています。

「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド」は、ピクテ・グループの機関投資家向け運用サービスのグローバル運用拠点として1995年に英国ロンドンに設立され、世界の年金基金、投資信託の資産運用を行なっています。

「ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ」は、ピクテ・グループの機関投資家向け運用サービスのグローバル運用拠点として2006年にスイス連邦ジュネーブに設立され、資産運用業務を行なっています。

「ピクテ投信投資顧問株式会社」は、「ピクテ銀行」の伝統ある運用サービスを日本の投資家に提供すべく日本法人と

して設立され、日本の投資家のニーズに合った資産運用業務を行なっています。ピクテの日本進出は、日本企業の調査を目的として東京事務所を開設した1981年にさかのぼります。その後、外資系の第1グループの1社として1987年に一任勘定による投資顧問業務を開始、1997年には投資信託業務の許可を得て参入しました。投信分野においては株式、債券、バランス・ファンドの設定で着実に実績を積み上げています。



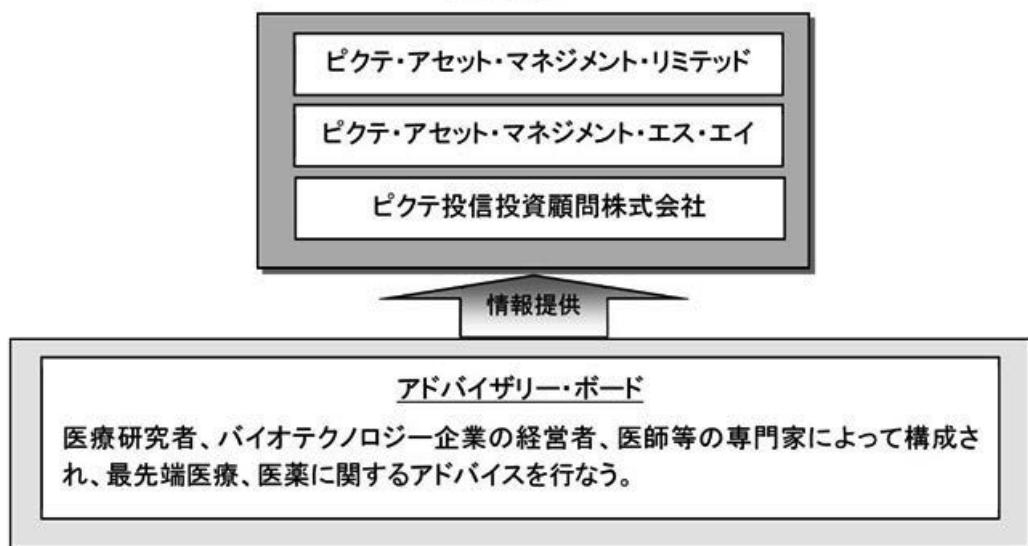
ヘルスケア関連株投資の特徴

- 幅広いヘルスケア関連企業が投資ユニバース
- イノベーション、生活の質、効率性、コストなどに着目
- バリュエーション(割安度)も加味した成長株投資

ヘルスケア関連株運用体制

運用にあたっては、外部の業界専門家等により構成される「アドバイザリー・ボード」よりヘルスケア関連分野の大局的見地からの情報提供を受けます。

ピクテ運用チーム



上記の運用体制は、今後変更となる場合があります。

<野村ピクテ・ヘルスケア マネーパール・ファンド>

マザーファンドへの投資を通じて、残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券へ投資することにより利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保

を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド>

世界各国（新興国¹を含みます。）のヘルスケア関連企業の株式（DR（預託証書）²を含みます。）を主要投資対象とします。

株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書および償還金額等が株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資をする場合があります。

1 「新興国」とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

2 Depositary Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

<野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド>

円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

投資対象について、詳しくは「(参考)マザーファンドの概要」をご覧ください。

<野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 及び 」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者（委託者から委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

<野村ピクテ・ヘルスケア マネーポール・ファンド>

投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後述の「(5)投資制限 当該ファンドの 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利
 - ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 二. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債 に限ります。)

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
7. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受

- 益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
 13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 14. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 当該ファンドの 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

(参考)マザーファンドの概要

「野村マネー マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

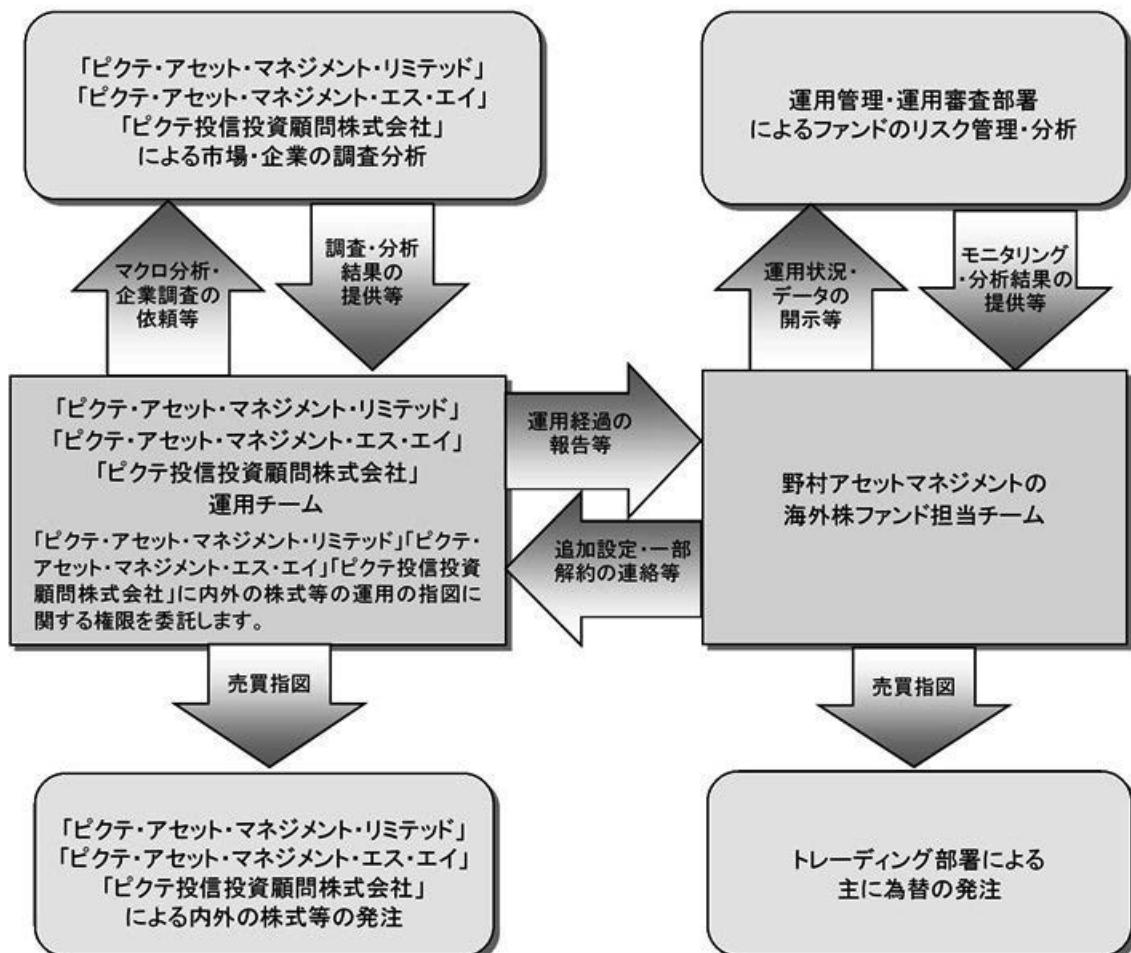
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートナー、債券等エクスポートナーおよびデリバティブ等エクスポートナーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

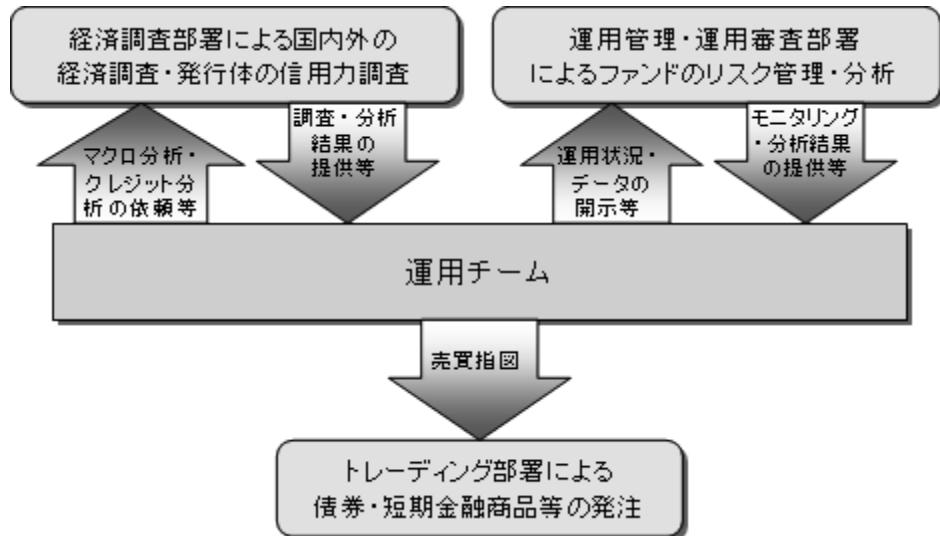
(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド



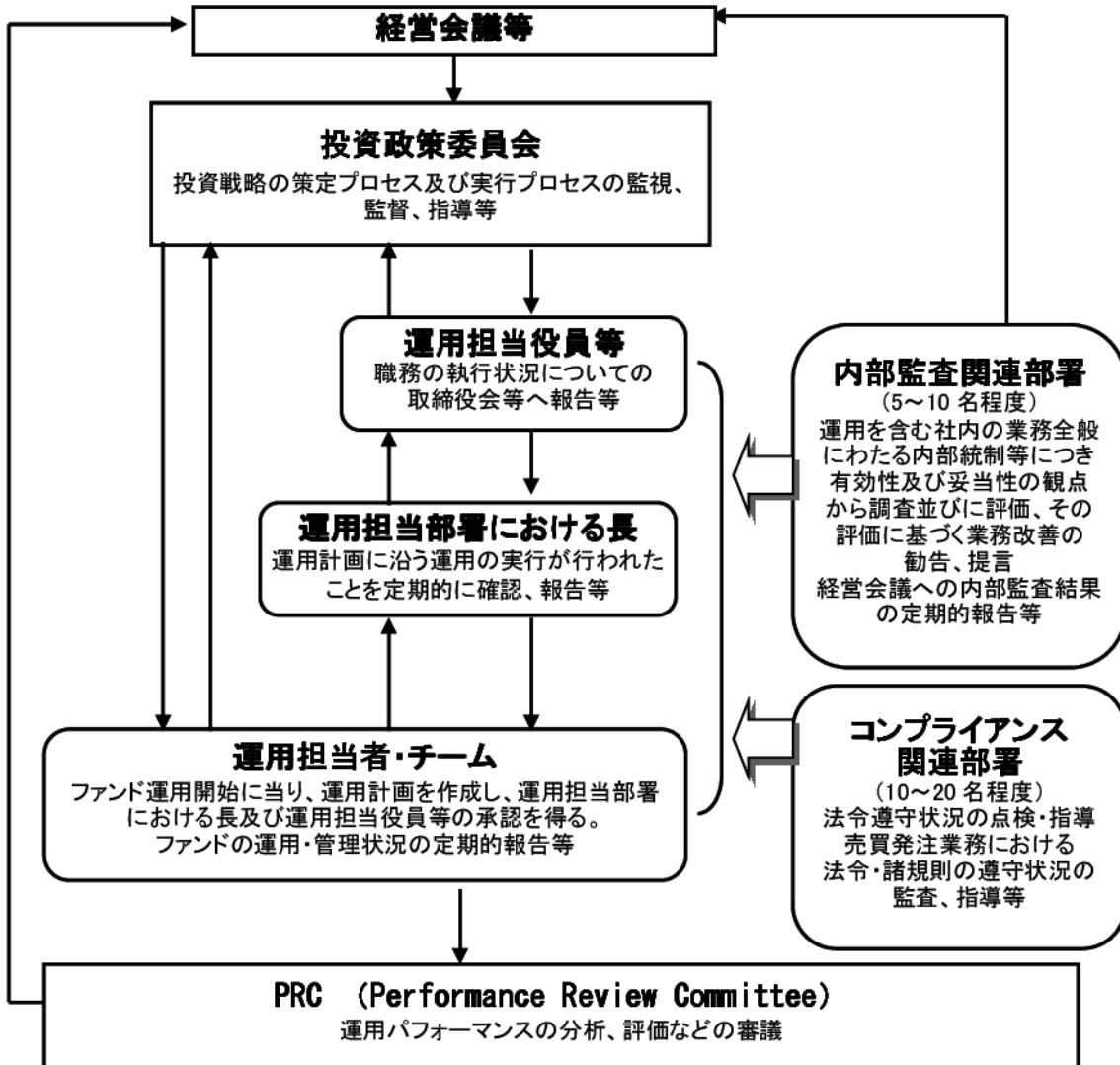
マネープール・ファンド



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等について各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っています。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

<野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド>

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

<マネープール・ファンド>

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

配当等収益(「マネーブール・ファンド」の場合は「利子・配当等収益」)とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年6月18日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

<野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド>

株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第 20 条)

()委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

()上記()および()の規定にかかわらず、次に掲げる発行会社の発行する株式および外国におけるこれに準ずる発行会社の発行する株式については委託者が投資することを指図することができるものとします。

1. 金融商品取引法第 24 条の規定に基づき有価証券報告書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。）を継続的に提出している発行会社（金融商品取引法第 5 条に規定する有価証券届出書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。）を提出している発行会社を含む。）

2. 会社法に基づく監査（会社法施行の際現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基いて行なわれた監査を含む。以下同じ。）が行なわれ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社

3. 公認会計士または監査法人により金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行なわれ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社

信用取引の指図範囲(約款第 22 条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図することができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうこととの指図をすることができるものとします。

()上記()の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうこ

とができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図(約款第 23 条)

- () 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）
- () 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- () 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- () 上記()の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、上記()の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

スワップ取引の運用指図(約款第 24 条)

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- () 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第 26 条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第 27 条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(約款第 28 条)

()委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

()委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第 36 条)

()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

()当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

<マネープール・ファンド>

株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予

約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資は行ないません。

投資する株式の範囲(約款第19条)

()委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

()上記()の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

1.先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2.先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3.コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係

るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 当該ファンドの 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()上記()においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第 25 条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()上記()の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()上記()の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第 31 条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

3 【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド>

[株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。またファンドは、特定のテーマに絞

った株式に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広いテーマで株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

[為替変動リスク]

ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

<マネーパール・ファンド>

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

マネーパール・ファンドは、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

マネーパール・ファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご留意ください。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

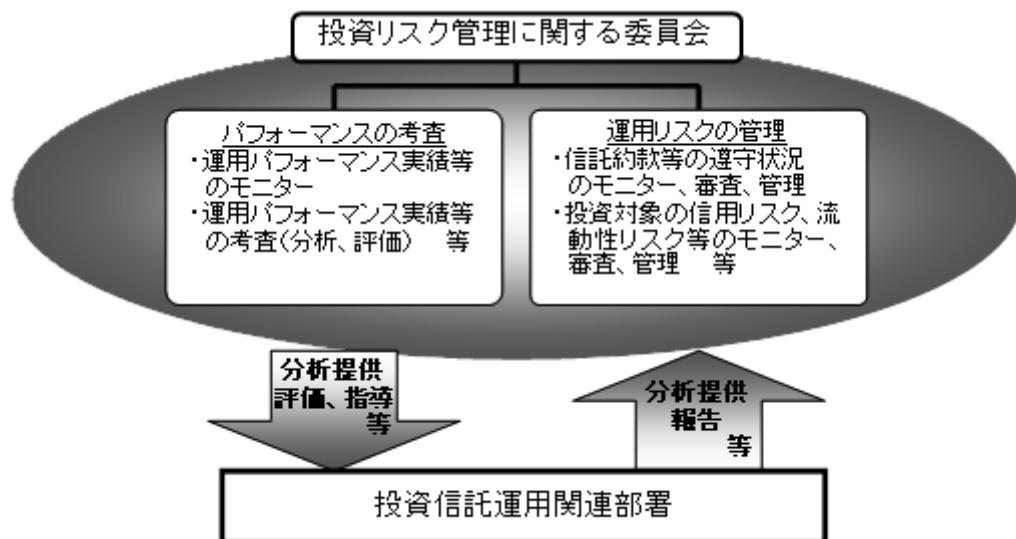
パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

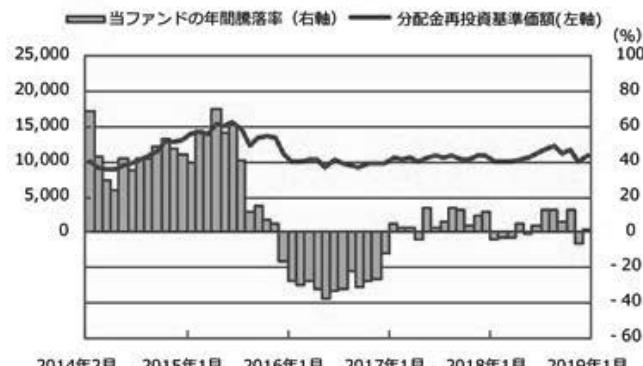


投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

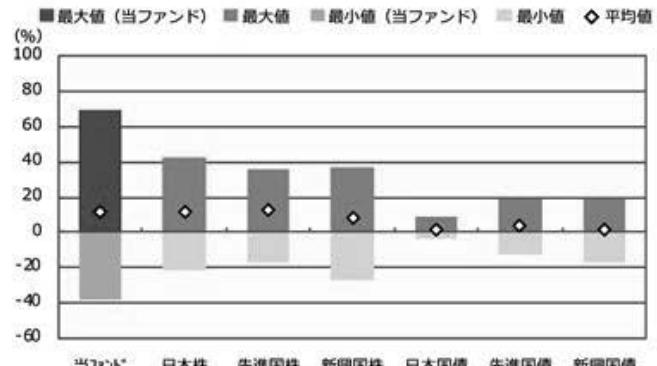
リスクの定量的比較 (2014年2月末～2019年1月末：月次)

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

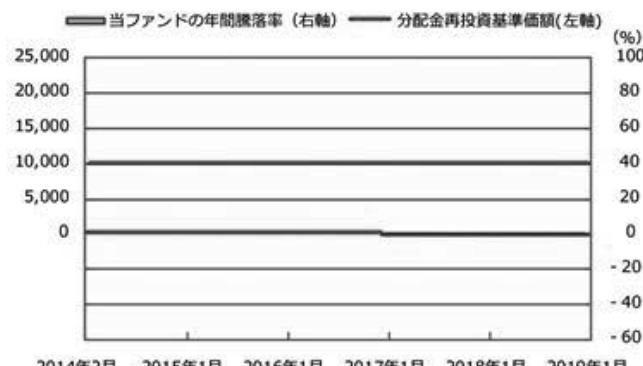


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、2014年2月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2014年2月から2019年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

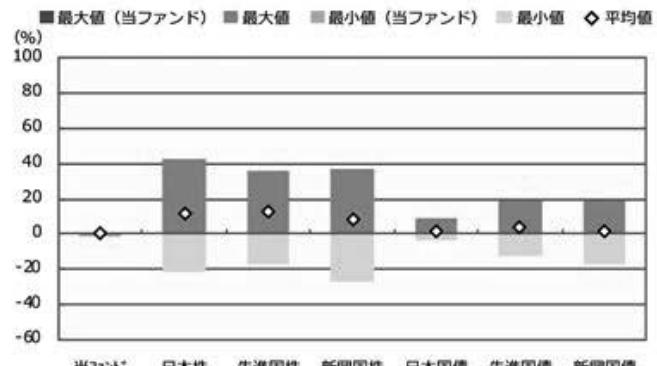
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2014年2月から2019年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

マネーピール・ファンド

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、2014年2月末を10,000として指数化しております。
 * 年間騰落率は、2014年2月から2019年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2014年2月から2019年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指標＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）…・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）…・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債…・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）…・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指標に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）…・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられます。JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットマークを行ったりすることがあります。また、発行体の引受け人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。
- JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JP Morgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜 3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

<野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 10,000 分の 205.2（税抜年 10,000 分の 190）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応

じて次の通り(税抜)とします。

<信託財産の純資産総額>	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
500 億円以下の部分	年 10,000 分の 103	年 10,000 分の 80	年 10,000 分の 7
500 億円超 1,000 億円以下の部分	年 10,000 分の 104	年 10,000 分の 80	年 10,000 分の 6
1,000 億円超の部分	年 10,000 分の 105	年 10,000 分の 80	年 10,000 分の 5

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

ファンドの運用の委託先が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年 6 月および 12 月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、それぞれ次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド	ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ	ピクテ投信投資顧問株式会社
350 億円以下の部分			年 0.15%
350 億円超の部分	年 0.60%		年 0.20%

両者を合わせた合計の率とします。

<マネープール・ファンド>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率(「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り(税抜)とします。

<コールレート>	信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
0.4%未満	年 10,000 分の 16.2 (税抜年 10,000 分の 15) 以内	年 10,000 分の 6.5 以内	年 10,000 分の 7.0 以内	年 10,000 分の 1.5 以内
0.4%以上 0.65%未満	年 10,000 分の 32.4 (税抜年 10,000 分の 30)	年 10,000 分の 13	年 10,000 分の 14	年 10,000 分の 3
0.65%以上	年 10,000 分の 59.4 (税抜年 10,000 分の 55)	年 10,000 分の 22	年 10,000 分の 28	年 10,000 分の 5

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終 5 営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下「コールレート」といいます。)に応じた上記の率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、上記の率として見直す場合があります。信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて上記(税抜)の通りとします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

2019 年 3 月 8 日現在の信託報酬率は年 10,000 分の 0.1188 (税抜年 10,000 分の 0.11)となっています。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

< 野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド >

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

< マネーポール・ファンド >

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用はファンドから支払われます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315% (国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわ

れます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ <u>特定公社債</u> ^(注1) の利子 ・ <u>公募公社債投資信託</u> の収益分配金	<u>特定公社債</u> 、 <u>公募公社債投資信託</u> 、 <u>上場株式</u> 、 <u>公募株式投資信託</u> の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・ <u>公募株式投資信託</u> の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税 15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

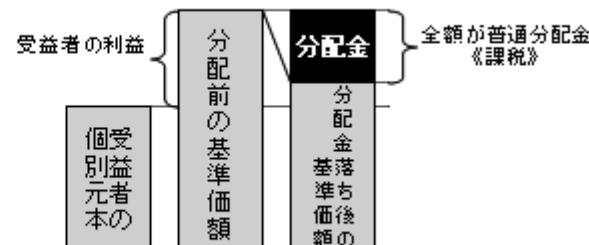
追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合には、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

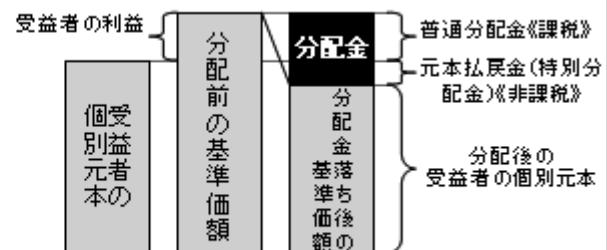
分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

- ①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



- ②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2019年1月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は 2019 年 1 月 31 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	6,853,184,570	82.10
	ドイツ	304,351,753	3.64
	イギリス	249,812,393	2.99
	スイス	678,913,640	8.13
	デンマーク	49,010,364	0.58
	小計	8,135,272,720	97.46
現金・預金・その他資産（負債控除後）		211,972,807	2.53
合計（純資産総額）		8,347,245,527	100.00

野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	3,619,609	97.93
現金・預金・その他資産（負債控除後）		76,478	2.06
合計（純資産総額）		3,696,087	100.00

(参考) 野村マネー マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
地方債証券	日本	401,870,288	3.55
特殊債券	日本	2,131,572,824	18.85
社債券	日本	3,243,925,286	28.69
コマーシャルペーパー	日本	1,999,998,492	17.68
現金・預金・その他資産（負債控除後）		3,528,631,123	31.21
合計（純資産総額）		11,305,998,013	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケ	13,801	28,000.54	386,435,463	29,459.51	406,570,769	4.87

				ア・サー ビス						
2	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES	ヘルスケ ア機器・ 用品	48,735	7,073.68	344,735,950	7,810.25	380,632,670	4.55
3	スイス	株式	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	医薬品	13,349	24,194.32	322,970,022	28,234.20	376,898,416	4.51
4	アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	ライフサ イエン ス・ツー ル/サービ ス	11,910	23,878.58	284,393,936	26,701.73	318,017,695	3.80
5	アメリカ	株式	CENTENE CORP	ヘルスケ ア・プロ バイダー/ ヘルスケ ア・サー ビス	18,898	13,881.50	262,332,663	14,171.33	267,809,938	3.20
6	アメリカ	株式	BOSTON SCIENTIFIC CORP	ヘルスケ ア機器・ 用品	62,896	3,691.56	232,184,659	4,077.28	256,444,804	3.07
7	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	19,677	9,767.17	192,188,690	12,741.78	250,720,052	3.00
8	アメリカ	株式	DECOM INC	ヘルスケ ア機器・ 用品	15,032	11,757.87	176,744,356	15,647.74	235,216,912	2.81
9	アメリカ	株式	BECTON,DICKINSON	ヘルスケ ア機器・ 用品	8,792	25,822.43	227,030,808	26,747.50	235,164,027	2.81
10	アメリカ	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケ ア機器・ 用品	24,374	9,797.68	238,808,730	9,569.95	233,258,127	2.79
11	アメリカ	株式	AGILENT TECHNOLOGIES INC	ライフサ イエン ス・ツー ル/サービ ス	26,454	7,241.48	191,566,154	8,219.94	217,450,356	2.60
12	アメリカ	株式	THE COOPER COMPANIES, INC.	ヘルスケ ア機器・ 用品	7,148	26,847.74	191,907,674	30,154.68	215,545,653	2.58
13	アメリカ	株式	ALEXION PHARMACEUTICALS INC	バイオテ クノロジ ー	16,083	13,242.99	212,987,144	13,219.02	212,601,615	2.54
14	アメリカ	株式	CIGNA CORP	ヘルスケ ア・プロ バイダー/ ヘルスケ ア・サー ビス	9,389	20,012.68	187,899,083	21,770.20	204,400,483	2.44
15	アメリカ	株式	ALIGN TECHNOLOGY INC	ヘルスケ ア機器・ 用品	7,949	35,736.70	284,071,034	25,369.15	201,659,427	2.41
16	アメリカ	株式	HUMANA INC	ヘルスケ ア・プロ バイダー/ ヘルスケ ア・サー ビス	5,870	33,817.91	198,511,162	33,384.25	195,965,573	2.34
17	アメリカ	株式	ILLUMINA INC	ライフサ イエン ス・ツー ル/サービ ス	6,516	32,612.81	212,505,119	29,699.22	193,520,164	2.31
18	スイス	株式	SONOVA HOLDING AG-REG	ヘルスケ ア機器・ 用品	8,814	19,286.79	169,993,791	20,539.45	181,034,734	2.16
19	アメリカ	株式	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	ヘルスケ ア機器・ 用品	15,274	12,522.77	191,272,832	11,817.80	180,505,102	2.16

				用品						
20	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品	38,537	4,068.56	156,790,343	4,530.55	174,594,067	2.09
21	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品	21,758	7,844.11	170,672,189	7,806.96	169,863,905	2.03
22	アメリカ	株式	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	ヘルスケア機器・用品	9,192	16,622.93	152,798,042	18,385.91	169,003,288	2.02
23	アメリカ	株式	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	バイオテクノロジー	15,506	10,626.86	164,780,228	10,565.85	163,834,089	1.96
24	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	20,434	6,942.93	141,871,857	7,994.39	163,357,472	1.95
25	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	11,143	13,582.95	151,354,852	14,343.49	159,829,558	1.91
26	ドイツ	株式	QIAGEN NV	ライフサイエンス・ツール/サービス	36,158	3,982.27	143,991,028	4,074.88	147,339,656	1.76
27	アメリカ	株式	CVS HEALTH CORP	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	20,102	8,418.24	169,223,653	7,187.00	144,473,106	1.73
28	アメリカ	株式	ALLERGAN PLC	医薬品	8,339	18,973.20	158,217,554	15,678.25	130,740,963	1.56
29	アメリカ	株式	VERTEX PHARMACEUTICALS	バイオテクノロジー	6,224	17,310.47	107,740,398	20,380.96	126,851,145	1.51
30	アメリカ	株式	CELGENE CORP	バイオテクノロジー	12,944	8,640.52	111,842,995	9,595.01	124,197,908	1.48

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	ヘルスケア機器・用品	29.66
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	16.61
		バイオテクノロジー	16.36
		医薬品	22.57
		ヘルスケア・テクノロジー	0.65
		ライフサイエンス・ツール/サービス	11.58
合 計			97.46

野村ピクテ・ヘルスケア マネーフィールド・ファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	3,546,551	1.0207	3,619,965	1.0206	3,619,609	97.93

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.93
合 計	97.93

(参考) 野村マネー マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	コマーシャルペーパー	日産Fサービス	1,000,000,000		1,000,002,123		1,000,002,123			8.84
2	日本	特殊債券	商工債券 利付 第765回い1号	900,000,000	100.01	900,170,143	100.01	900,170,143	0.25	2019/2/27	7.96
3	日本	社債券	みずほ銀行 第 36回特定社債 間限定同順位特 約付	500,000,000	100.06	500,343,160	100.06	500,343,160	0.3	2019/4/26	4.42
4	日本	社債券	三井住友銀行 第59回社債間 限定同順位特約 付	500,000,000	100.05	500,272,528	100.05	500,272,528	0.254	2019/4/19	4.42
5	日本	社債券	三菱東京UFJ 銀行 第154 回特定社債間限 定同順位特約付	500,000,000	100.05	500,268,416	100.05	500,268,416	0.255	2019/4/22	4.42
6	日本	コマーシャルペーパー	ホンダファイナ ンス	500,000,000		500,002,280		500,002,280			4.42
7	日本	社債券	トヨタ自動車 第10回社債間 限定同等特約付	300,000,000	100.63	301,909,920	100.63	301,909,920	1.772	2019/6/20	2.67
8	日本	社債券	三菱地所 第1 08回担保提供 制限等財務上特 約無	300,000,000	100.19	300,584,592	100.19	300,584,592	0.631	2019/5/31	2.65
9	日本	社債券	三菱UFJリース 第29回社 債間限定同順位 特約付	300,000,000	100.09	300,283,588	100.09	300,283,588	0.304	2019/6/12	2.65
10	日本	特殊債券	地方公営企業等 金融機構債券 第3回	250,000,000	100.37	250,944,447	100.37	250,944,447	1.65	2019/4/26	2.21
11	日本	特殊債券	鉄道建設・運輸 施設整備支援機 構債券 財投機 関債第97回	230,000,000	100.00	230,000,000	100.00	230,000,000	0.001	2019/3/20	2.03
12	日本	地方債証券	千葉市 公募平 成21年度第1回	200,000,000	100.35	200,700,624	100.35	200,700,624	1.59	2019/4/26	1.77
13	日本	社債券	三菱電機 第4 4回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	100.09	200,181,713	100.09	200,181,713	0.27	2019/6/5	1.77
14	日本	特殊債券	農林債券 利付 第767回い1号	200,000,000	100.06	200,137,712	100.06	200,137,712	0.3	2019/4/26	1.77
15	日本	社債券	トヨタファイナ ンス 第69回 社債間限定同順 位特約付	200,000,000	100.00	200,000,000	100.00	200,000,000	0.02	2019/4/26	1.76
16	日本	社債券	トヨタファイナ ンス 第71回 社債間限定同順 位特約付	200,000,000	100.00	200,000,000	100.00	200,000,000	0.001	2019/6/14	1.76
17	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	200,000,000		199,998,520		199,998,520			1.76
18	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	200,000,000		199,996,317		199,996,317			1.76
19	日本	特殊債券	日本学生支援債 券 財投機関債 第46回	190,000,000	100.00	190,009,700	100.00	190,009,700	0.001	2019/2/20	1.68
20	日本	地方債証券	愛知県 公募平 成21年度第3回	100,000,000	100.64	100,642,200	100.64	100,642,200	1.66	2019/6/26	0.89

21	日本	地方債証券	北海道 公募平成21年度第2回	100,000,000	100.52	100,527,464	100.52	100,527,464	1.66	2019/5/29	0.88
22	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第294回	100,000,000	100.07	100,075,450	100.07	100,075,450	0.25	2019/5/27	0.88
23	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第293回	100,000,000	100.05	100,055,199	100.05	100,055,199	0.25	2019/4/26	0.88
24	日本	特殊債券	農林債券 利付第766回い号	100,000,000	100.04	100,042,971	100.04	100,042,971	0.3	2019/3/27	0.88
25	日本	社債券	中国電力 第390回	100,000,000	100.03	100,038,480	100.03	100,038,480	0.14	2019/5/24	0.88
26	日本	社債券	東京センチュリーリース 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100.02	100,023,544	100.02	100,023,544	0.11	2019/4/12	0.88
27	日本	コマーシャルペーパー	三井住友F&L	100,000,000		99,999,252		99,999,252			0.88
28	日本	特殊債券	日本政策金融公庫債券 政府保証第27回	60,000,000	100.22	60,137,202	100.22	60,137,202	0.372	2019/8/19	0.53
29	日本	社債券	四国電力 第288回	40,000,000	100.04	40,019,345	100.04	40,019,345	0.14	2019/6/25	0.35

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	3.55
特殊債券	18.85
社債券	28.69
コマーシャルペーパー	17.68
合 計	68.78

【投資不動産物件】

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

該当事項はありません。

野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド

該当事項はありません。

(参考)野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

該当事項はありません。

野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド

該当事項はありません。

(参考) 野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

2019年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2010年6月18日)	13,732	14,016	1.0660	1.0880
第2計算期間 (2011年6月20日)	6,234	6,323	1.0543	1.0693
第3計算期間 (2012年6月18日)	4,151	4,163	1.0230	1.0260
第4計算期間 (2013年6月18日)	4,050	4,258	1.4577	1.5327
第5計算期間 (2014年6月18日)	5,517	5,767	1.9874	2.0774
第6計算期間 (2015年6月18日)	12,795	13,202	3.1423	3.2423
第7計算期間 (2016年6月20日)	7,758	8,179	1.8414	1.9414
第8計算期間 (2017年6月19日)	6,143	6,467	1.8917	1.9917
第9計算期間 (2018年6月18日)	7,153	7,544	1.9215	2.0265
2018年1月末日	7,707		2.0182	
2月末日	7,222		1.8908	
3月末日	7,054		1.8542	
4月末日	7,113		1.8925	
5月末日	7,336		1.9317	
6月末日	7,337		1.8715	
7月末日	7,583		1.9733	
8月末日	8,068		2.0901	
9月末日	9,448		2.1609	
10月末日	9,319		1.9519	
11月末日	10,045		2.0430	
12月末日	8,082		1.7902	
2019年1月末日	8,347		1.9193	

野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド

2019年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)	1口当たり純資産額(円)

		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2010年6月18日)	9	9	1.0016	1.0016
第2計算期間	(2011年6月20日)	10	10	1.0015	1.0025
第3計算期間	(2012年6月18日)	7	7	1.0014	1.0024
第4計算期間	(2013年6月18日)	3	3	1.0012	1.0022
第5計算期間	(2014年6月18日)	7	7	1.0019	1.0019
第6計算期間	(2015年6月18日)	7	7	1.0014	1.0024
第7計算期間	(2016年6月20日)	25	25	1.0018	1.0018
第8計算期間	(2017年6月19日)	8	8	1.0016	1.0016
第9計算期間	(2018年6月18日)	3	3	1.0014	1.0014
	2018年1月末日	3		1.0015	
	2月末日	3		1.0014	
	3月末日	3		1.0014	
	4月末日	3		1.0014	
	5月末日	3		1.0014	
	6月末日	3		1.0014	
	7月末日	3		1.0014	
	8月末日	3		1.0014	
	9月末日	3		1.0013	
	10月末日	3		1.0013	
	11月末日	3		1.0013	
	12月末日	3		1.0013	
	2019年1月末日	3		1.0013	

【分配の推移】

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年6月24日～2010年6月18日	0.0220円
第2計算期間	2010年6月19日～2011年6月20日	0.0150円
第3計算期間	2011年6月21日～2012年6月18日	0.0030円
第4計算期間	2012年6月19日～2013年6月18日	0.0750円
第5計算期間	2013年6月19日～2014年6月18日	0.0900円
第6計算期間	2014年6月19日～2015年6月18日	0.1000円
第7計算期間	2015年6月19日～2016年6月20日	0.1000円
第8計算期間	2016年6月21日～2017年6月19日	0.1000円
第9計算期間	2017年6月20日～2018年6月18日	0.1050円

野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2009年6月24日～2010年6月18日	0.0000円
第2計算期間	2010年6月19日～2011年6月20日	0.0010円
第3計算期間	2011年6月21日～2012年6月18日	0.0010円
第4計算期間	2012年6月19日～2013年6月18日	0.0010円
第5計算期間	2013年6月19日～2014年6月18日	0.0000円
第6計算期間	2014年6月19日～2015年6月18日	0.0010円
第7計算期間	2015年6月19日～2016年6月20日	0.0000円
第8計算期間	2016年6月21日～2017年6月19日	0.0000円
第9計算期間	2017年6月20日～2018年6月18日	0.0000円

【収益率の推移】

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年6月24日～2010年6月18日	8.8%
第2計算期間	2010年6月19日～2011年6月20日	0.3%
第3計算期間	2011年6月21日～2012年6月18日	2.7%
第4計算期間	2012年6月19日～2013年6月18日	49.8%
第5計算期間	2013年6月19日～2014年6月18日	42.5%
第6計算期間	2014年6月19日～2015年6月18日	63.1%
第7計算期間	2015年6月19日～2016年6月20日	38.2%
第8計算期間	2016年6月21日～2017年6月19日	8.2%
第9計算期間	2017年6月20日～2018年6月18日	7.1%
第10期(中間期)	2018年6月19日～2018年12月18日	2.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド

	計算期間	収益率
第1計算期間	2009年6月24日～2010年6月18日	0.2%
第2計算期間	2010年6月19日～2011年6月20日	0.1%
第3計算期間	2011年6月21日～2012年6月18日	0.1%
第4計算期間	2012年6月19日～2013年6月18日	0.1%
第5計算期間	2013年6月19日～2014年6月18日	0.1%
第6計算期間	2014年6月19日～2015年6月18日	0.0%
第7計算期間	2015年6月19日～2016年6月20日	0.0%
第8計算期間	2016年6月21日～2017年6月19日	0.0%

第9計算期間	2017年 6月 20日～2018年 6月 18日	0.0%
第10期(中間期)	2018年 6月 19日～2018年 12月 18日	0.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 6月 24日～2010年 6月 18日	93,183,352,624	80,301,461,233	12,881,891,391
第2計算期間	2010年 6月 19日～2011年 6月 20日	549,990,491	7,518,674,549	5,913,207,333
第3計算期間	2011年 6月 21日～2012年 6月 18日	214,123,618	2,068,877,492	4,058,453,459
第4計算期間	2012年 6月 19日～2013年 6月 18日	376,132,854	1,656,228,997	2,778,357,316
第5計算期間	2013年 6月 19日～2014年 6月 18日	1,774,485,836	1,776,538,947	2,776,304,205
第6計算期間	2014年 6月 19日～2015年 6月 18日	2,468,617,360	1,172,962,903	4,071,958,662
第7計算期間	2015年 6月 19日～2016年 6月 20日	1,487,227,634	1,345,740,965	4,213,445,331
第8計算期間	2016年 6月 21日～2017年 6月 19日	699,295,738	1,665,363,805	3,247,377,264
第9計算期間	2017年 6月 20日～2018年 6月 18日	1,353,382,828	877,733,811	3,723,026,281
第10期(中間期)	2018年 6月 19日～2018年 12月 18日	1,954,208,036	975,696,306	4,701,538,011

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2009年 6月 24日～2010年 6月 18日	605,763,157	596,117,602	9,645,555
第2計算期間	2010年 6月 19日～2011年 6月 20日	18,194,764	17,386,270	10,454,049
第3計算期間	2011年 6月 21日～2012年 6月 18日	3,871,813	6,845,239	7,480,623
第4計算期間	2012年 6月 19日～2013年 6月 18日	1,671,601	6,089,592	3,062,632
第5計算期間	2013年 6月 19日～2014年 6月 18日	40,225,046	35,933,770	7,353,908
第6計算期間	2014年 6月 19日～2015年 6月 18日	44,559,116	44,029,025	7,883,999
第7計算期間	2015年 6月 19日～2016年 6月 20日	66,155,836	48,323,961	25,715,874
第8計算期間	2016年 6月 21日～2017年 6月 19日	44,153,494	61,803,927	8,065,441
第9計算期間	2017年 6月 20日～2018年 6月 18日	1,319,711	5,689,063	3,696,089
第10期(中間期)	2018年 6月 19日～2018年 12月 18日		4,727	3,691,362

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

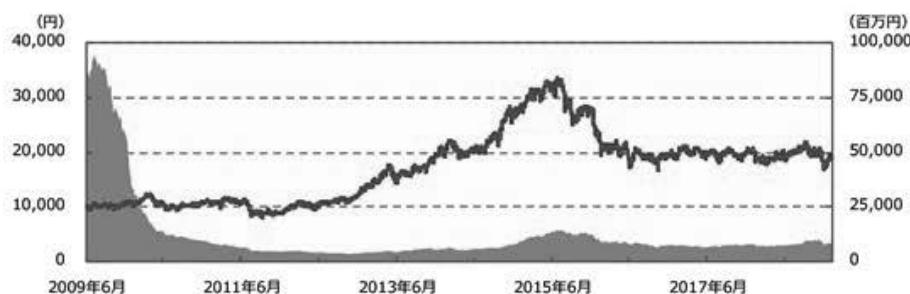


運用実績 (2019年1月31日現在)

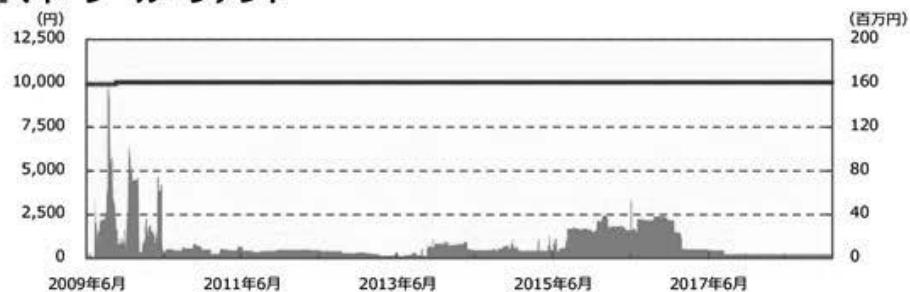
■ 基準価額・純資産の推移 (日次: 設定来)

■ 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) ■ 純資産総額 (右軸)

■ 野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド



■ マネーポール・ファンド



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

2018年6月	1,050 円
2017年6月	1,000 円
2016年6月	1,000 円
2015年6月	1,000 円
2014年6月	900 円
設定来累計	6,100 円

■ マネーポール・ファンド

2018年6月	0 円
2017年6月	0 円
2016年6月	0 円
2015年6月	10 円
2014年6月	0 円
設定来累計	40 円

■ 主要な資産の状況

■ 野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	4.9
2	ABBOTT LABORATORIES	ヘルスケア機器・用品	4.6
3	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	医薬品	4.5
4	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	ライフサイエンス・ツール/サービス	3.8
5	CENTENE CORP	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	3.2
6	BOSTON SCIENTIFIC CORP	ヘルスケア機器・用品	3.1
7	ELI LILLY & CO.	医薬品	3.0
8	DEXCOM INC	ヘルスケア機器・用品	2.8
9	BECTON,DICKINSON	ヘルスケア機器・用品	2.8
10	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・用品	2.8

国/地域別投資比率

順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	アメリカ	82.1
2	スイス	8.1
3	ドイツ	3.6
4	イギリス	3.0
5	デンマーク	0.6

※ユーロについては発行国で記載しております。

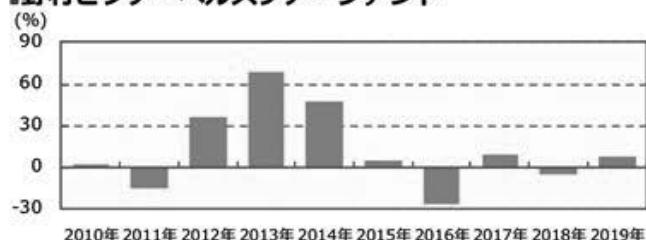
■マネーポール・ファンド

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	日産Fサービス	コマーシャルペーパー	8.7
2	商工債券 利付第765回い号	特殊債券	7.8
3	みずほ銀行 第36回特定社債間限定同順位特約付	社債券	4.3
4	三井住友銀行 第59回社債間限定同順位特約付	社債券	4.3
5	三菱東京UFJ銀行 第154回特定社債間限定同順位特約付	社債券	4.3
6	ホンダファイナンス	コマーシャルペーパー	4.3
7	トヨタ自動車 第10回社債間限定同等特約付	社債券	2.6
8	三菱地所 第108回担保提供制限等財務上特約無	社債券	2.6
9	三菱UFJリース 第29回社債間限定同順位特約付	社債券	2.6
10	地方公営企業等金融機関債券 第3回	特殊債券	2.2

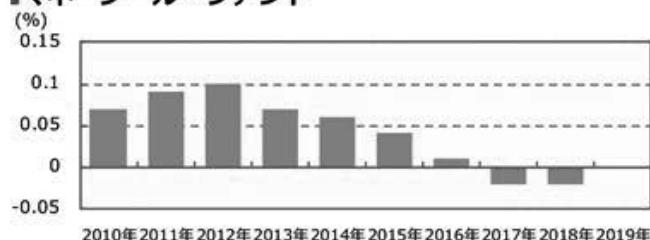
■年間收益率の推移（暦年ベース）

■野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2019年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

■マネーポール・ファンド



●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

ただし、「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

販売会社によっては、マネープール・ファンドのお取扱いを行なわない場合があります。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位（当初元本1口=1円）または1万円以上1円単位（購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。）とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。（なお、「マネープール・ファンド」は、スイッチング以外による取得申込みはできません。）

積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、スイッチングに際し、当該投資者が保有する「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」または「マネープール・ファンド」の受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもっていざれかもう一方のファンドの取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。（販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）

「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付けを取り消す場合があります。

「マネープール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付けを取り消す場合があります。

＜申込手数料＞

（ ）取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜 3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額

とします。なお、「マネープール・ファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

()収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を、1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

なお、「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」は、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として換金（スイッチングのための換金を含みます。）の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

換金価額は、「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額、「マネーピール・ファンド」については、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。

「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」については、信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」は、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約は行なえません。また、「マネーピール・ファンド」を含む各ファンドにおいて、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

「マネーピール・ファンド」については、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得

ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド 2024年6月18日までとします(2009年6月24日設定)。

マネープール・ファンド 2019年6月18日までとします(2009年6月24日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として、毎年6月19日から翌年6月18日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

- ()「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」が償還となる場合は、「野村ピクテ・ヘルスケア マネーピール・ファンド」の信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより「野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド」の受益権の口数が30億口を下回った場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、各ファンドの信託契約を解約し、各ファンドの信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項()および()」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()から()までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更等()」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行なわないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行なうことができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- ()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者

の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(i)関係法人との契約の更新に関する手続

()委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3カ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

()委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3カ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

<自動けいぞく投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

<自動けいぞく投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金請求権の失効

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受

益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から 10 年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を 1 口単位または 1 円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6 営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(2017年6月20日から2018年6月18日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

2018年8月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ピクテ・ヘルスケア・ファンドの2017年6月20日から2018年6月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ピクテ・ヘルスケア・ファンドの2018年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第 8 期 (2017 年 6 月 19 日現在)	第 9 期 (2018 年 6 月 18 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	351,815,036	184,564,918
コール・ローン	93,046,856	31,792,155
株式	5,757,571,164	7,026,123,800
オプション証券等	308,064,523	-
派生商品評価勘定	40,272	-
未収入金	60,359,375	411,237,915
未収配当金	5,915,247	9,175,591
流動資産合計	6,576,812,473	7,662,894,379
資産合計	6,576,812,473	7,662,894,379
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,455	629,800
未払収益分配金	324,737,726	390,917,759
未払解約金	35,562,604	41,710,846
未払受託者報酬	2,701,671	2,783,834
未払委託者報酬	70,629,254	72,777,422
未払利息	141	57
その他未払費用	115,720	119,249
流動負債合計	433,757,571	508,938,967
負債合計	433,757,571	508,938,967
純資産の部		
元本等		
元本	3,247,377,264	3,723,026,281
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金 ()	2,895,677,638	3,430,929,131
(分配準備積立金)	1,340,315,138	710,092,154
元本等合計	6,143,054,902	7,153,955,412
純資産合計	6,143,054,902	7,153,955,412
負債純資産合計	6,576,812,473	7,662,894,379

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

	第 8 期 自 2016 年 6 月 21 日 至 2017 年 6 月 19 日	第 9 期 自 2017 年 6 月 20 日 至 2018 年 6 月 18 日
営業収益		
受取配当金	47,834,678	47,511,300
受取利息	261,875	356,786
有価証券売買等損益	326,980,499	633,223,344
為替差損益	376,428,002	49,078,642

その他収益	931,910	-
営業収益合計	752,436,964	632,012,788
営業費用		
支払利息	52,417	74,001
受託者報酬	5,577,223	5,523,391
委託者報酬	145,804,307	144,397,213
その他費用	2,808,366	2,460,589
営業費用合計	154,242,313	152,455,194
営業利益又は営業損失()	598,194,651	479,557,594
経常利益又は経常損失()	598,194,651	479,557,594
当期純利益又は当期純損失()	598,194,651	479,557,594
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	162,558,613	53,164,201
期首剰余金又は期首次損金()	3,545,092,472	2,895,677,638
剰余金増加額又は欠損金減少額	644,359,007	1,293,166,797
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	644,359,007	1,293,166,797
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,404,672,153	793,390,938
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,404,672,153	793,390,938
分配金	324,737,726	390,917,759
期末剰余金又は期末欠損金()	2,895,677,638	3,430,929,131

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 オプション証券等 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年6月20日から2018年6

月 18 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 8 期 2017 年 6 月 19 日現在	第 9 期 2018 年 6 月 18 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,247,377,264 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,723,026,281 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.8917 円 (10,000 口当たり純資産額) (18,917 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.9215 円 (10,000 口当たり純資産額) (19,215 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 8 期 自 2016 年 6 月 21 日 至 2017 年 6 月 19 日	第 9 期 自 2017 年 6 月 20 日 至 2018 年 6 月 18 日																																																												
<p>1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 55,296,358 円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>31,960,527 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,869,975,363 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,633,092,337 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,535,028,227 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,247,377,264 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>13,965 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>1,000 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>324,737,726 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	31,960,527 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	2,869,975,363 円	分配準備積立金額	D	1,633,092,337 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,535,028,227 円	当ファンドの期末残存口数	F	3,247,377,264 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	13,965 円	10,000 口当たり分配金額	H	1,000 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	324,737,726 円	<p>1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 54,816,359 円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>34,099,977 円</td></tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>収益調整金額</td><td>C</td><td>3,765,619,437 円</td></tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,066,909,936 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,866,629,350 円</td></tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>3,723,026,281 口</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F × 10,000</td><td>13,071 円</td></tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>1,050 円</td></tr> <tr> <td>収益分配金金額</td><td>I=F × H/10,000</td><td>390,917,759 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	34,099,977 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	3,765,619,437 円	分配準備積立金額	D	1,066,909,936 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,866,629,350 円	当ファンドの期末残存口数	F	3,723,026,281 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	13,071 円	10,000 口当たり分配金額	H	1,050 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	390,917,759 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	31,960,527 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																											
収益調整金額	C	2,869,975,363 円																																																											
分配準備積立金額	D	1,633,092,337 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,535,028,227 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,247,377,264 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	13,965 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	1,000 円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	324,737,726 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	34,099,977 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																											
収益調整金額	C	3,765,619,437 円																																																											
分配準備積立金額	D	1,066,909,936 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,866,629,350 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,723,026,281 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	13,071 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	1,050 円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	390,917,759 円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 8 期 自 2016 年 6 月 21 日 至 2017 年 6 月 19 日	第 9 期 自 2017 年 6 月 20 日 至 2018 年 6 月 18 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用してあります。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なってあります。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

第8期 2017年6月19日現在	第9期 2018年6月18日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>オプション証券等 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期 自 2016年6月21日 至 2017年6月19日	第9期 自 2017年6月20日 至 2018年6月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第8期 自 2016年6月21日 至 2017年6月19日	第9期 自 2017年6月20日 至 2018年6月18日
期首元本額 4,213,445,331 円	期首元本額 3,247,377,264 円
期中追加設定元本額 699,295,738 円	期中追加設定元本額 1,353,382,828 円
期中一部解約元本額 1,665,363,805 円	期中一部解約元本額 877,733,811 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期 自 2016年6月21日 至 2017年6月19日	第9期 自 2017年6月20日 至 2018年6月18日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
株式	202,225,283	165,360,368
オプション証券等	76,662,416	0
合計	125,562,867	165,360,368

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第8期(2017年6月19日現在)			第9期(2018年6月18日現在)		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超		うち1年超			
市場取引以外の取引						
為替予約取引						
売建	350,142,226	-	350,112,409	29,817	519,002,200	-
米ドル	308,675,662	-	308,663,373	12,289	519,002,200	-
英ポンド	7,750,426	-	7,756,736	6,310	-	-
フォリント	8,367,947	-	8,372,092	4,145	-	-
香港ドル	20,025,599	-	20,001,787	23,812	-	-
ウォン	5,322,592	-	5,318,421	4,171	-	-
合計	350,142,226	-	350,112,409	29,817	519,002,200	-
					519,632,000	629,800

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年6月18日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	ABBOTT LABORATORIES	35,178	62.91	2,213,047.98	
		ALIGN TECHNOLOGY INC	4,980	362.66	1,806,046.80	
		BECTON,DICKINSON	6,576	232.16	1,526,684.16	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	51,095	32.96	1,684,091.20	
		DEXCOM INC	11,240	99.72	1,120,852.80	
		EDWARDS LIFESCIENCES CORP	7,737	152.51	1,179,969.87	
		MEDTRONIC PLC	17,759	86.78	1,541,126.02	
		NEVRO CORPORATION	10,349	83.60	865,176.40	
		THE COOPER COMPANIES, INC.	4,156	237.03	985,096.68	

ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	11,341	113.38	1,285,842.58	
AETNA INC	6,927	189.50	1,312,666.50	
CENTENE CORP	13,451	123.77	1,664,830.27	
CIGNA CORP	8,174	175.05	1,430,858.70	
HUMANA INC	4,815	306.95	1,477,964.25	
LHC GROUP INC	3,671	84.26	309,318.46	
UNITEDHEALTH GROUP INC	14,287	255.98	3,657,186.26	
ABBVIE INC	19,790	99.57	1,970,490.30	
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	9,759	121.52	1,185,913.68	
AMGEN INC	4,909	185.01	908,214.09	
BIOGEN INC	1,066	305.03	325,161.98	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	12,308	97.60	1,201,260.80	
BLUEPRINT MEDICINES CORP	4,048	69.41	280,971.68	
CELGENE CORP	15,789	78.08	1,232,805.12	
FLEXION THERAPEUTICS INC	8,863	26.49	234,780.87	
GILEAD SCIENCES INC	8,240	70.23	578,695.20	
HALOZYME THERAPEUTICS INC	18,669	19.02	355,084.38	
INCYTE CORP	6,635	73.96	490,724.60	
LA JOLLA PHARMACEUTICAL CO	8,523	30.44	259,440.12	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	7,813	102.32	799,426.16	
RADIUS HEALTH INC	8,901	30.54	271,836.54	
REGENERON PHARMACEUTICALS	1,115	315.30	351,559.50	
SAGE THERAPEUTICS INC	1,976	164.94	325,921.44	
SEATTLE GENETICS INC	4,974	65.11	323,857.14	
SHIRE PLC-ADR	3,002	161.75	485,573.50	
TESARO INC	9,481	39.77	377,059.37	
ULTRAGENYX PHARMACEUTICAL IN	7,189	82.72	594,674.08	
VERTEX PHARMACEUTICALS	5,885	155.02	912,292.70	
ALLERGAN PLC	8,239	173.18	1,426,830.02	
BRISTOL MYERS SQUIBB	18,827	54.80	1,031,719.60	
ELI LILLY & CO.	19,237	86.88	1,671,310.56	
GW PHARMACEUTICALS -ADR	2,630	146.28	384,716.40	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	7,168	178.10	1,276,620.80	
JOHNSON & JOHNSON	11,974	122.61	1,468,132.14	
MERCK & CO INC	23,885	62.03	1,481,586.55	

	PFIZER INC	45,937	36.36	1,670,269.32	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	17,683	66.13	1,169,376.79	
	ILLUMINA INC	5,276	288.75	1,523,445.00	
	METTLER-TOLEDO INTL	440	589.00	259,160.00	
	SYNEOS HEALTH INC	8,625	47.75	411,843.75	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	12,334	215.80	2,661,677.20	
小計	銘柄数：50 組入時価比率：83.4%			53,963,190.31 (5,966,709,952) 85.0%	
ユーロ	SIEMENS HEALTHINEERS AG	8,258	36.21	299,022.18	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	15,887	70.10	1,113,678.70	
	SANOFI	4,390	68.68	301,505.20	
	QIAGEN NV	24,482	31.88	780,486.16	
小計	銘柄数：4 組入時価比率：4.5%			2,494,692.24 (319,420,394) 4.5%	
英ポンド	ASTRAZENECA PLC	18,313	53.98	988,535.74	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	30,315	15.56	471,701.40	
小計	銘柄数：2 組入時価比率：3.0%			1,460,237.14 (214,143,776) 3.0%	
イスラエル	SONOVA HOLDING AG-REG	7,441	176.40	1,312,592.40	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	489	745.00	364,305.00	
	NOVARTIS-REG	7,326	75.60	553,845.60	
	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	9,762	211.85	2,068,079.70	
小計	銘柄数：4 組入時価比率：6.7%			4,298,822.70 (476,524,496) 6.8%	
デンマーククロ ーネ	NOVO NORDISK A/S-B	10,009	286.85	2,871,081.65	
小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.7%			2,871,081.65 (49,325,182) 0.7%	
合計				7,026,123,800 (7,026,123,800)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2018年6月18日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

独立監査人の監査報告書

2018年8月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ピクテ・ヘルスケア マネーパール・ファンドの2017年6月20日から2018年6月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ピクテ・ヘルスケア マネーパール・ファンドの2018年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第 8 期 (2017 年 6 月 19 日現在)	第 9 期 (2018 年 6 月 18 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	233,327	76,478
親投資信託受益証券	7,844,939	3,624,698
流動資産合計	8,078,266	3,701,176
資産合計	8,078,266	3,701,176
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1	-
未払委託者報酬	40	-
流動負債合計	41	-
負債合計	41	-
純資産の部		
元本等		
元本	8,065,441	3,696,089
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金()	12,784	5,087
(分配準備積立金)	45,061	32,541
元本等合計	8,078,225	3,701,176
純資産合計	8,078,225	3,701,176
負債純資産合計	8,078,266	3,701,176

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

	第 8 期 自 2016 年 6 月 21 日 至 2017 年 6 月 19 日	第 9 期 自 2017 年 6 月 20 日 至 2018 年 6 月 18 日
営業収益		
有価証券売買等損益	5,655	1,123
営業収益合計	5,655	1,123
営業費用		
支払利息	367	20
受託者報酬	1	-
委託者報酬	197	-
営業費用合計	565	20
営業利益又は営業損失()	6,220	1,143
経常利益又は経常損失()	6,220	1,143
当期純利益又は当期純損失()	6,220	1,143
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	4,683	480
期首剩余金又は期首次損金()	45,535	12,784
剩余金増加額又は欠損金減少額	78,939	1,954

当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	78,939	1,954
剰余金減少額又は欠損金増加額	110,153	8,988
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	110,153	8,988
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	12,784	5,087

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2017年6月20日から2018年6月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期 2017年6月19日現在	第9期 2018年6月18日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 8,065,441口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,696,089口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0016円 (10,000口当たり純資産額) (10,016円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0014円 (10,000口当たり純資産額) (10,014円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 2016年6月21日 至 2017年6月19日	第9期 自 2017年6月20日 至 2018年6月18日																																																												
<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>36,258円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>199,762円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>8,803円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>244,823円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>8,065,441口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>303円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	36,258円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	199,762円	分配準備積立金額	D	8,803円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	244,823円	当ファンドの期末残存口数	F	8,065,441口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	303円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金額	I=F × H/10,000	0円	<p>1. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>17,615円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>97,662円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>14,926円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>130,203円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>3,696,089口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>352円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	17,615円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	97,662円	分配準備積立金額	D	14,926円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	130,203円	当ファンドの期末残存口数	F	3,696,089口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	352円	10,000口当たり分配金額	H	0円	収益分配金額	I=F × H/10,000	0円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	36,258円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	199,762円																																																											
分配準備積立金額	D	8,803円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	244,823円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	8,065,441口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	303円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金額	I=F × H/10,000	0円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	17,615円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	97,662円																																																											
分配準備積立金額	D	14,926円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	130,203円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	3,696,089口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	352円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	0円																																																											
収益分配金額	I=F × H/10,000	0円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第8期 自 2016年6月21日 至 2017年6月19日	第9期 自 2017年6月20日 至 2018年6月18日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	1. 金融商品に対する取組方針 同左

<p>の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としてあります。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>
--	--

(2)金融商品の時価等に関する事項

第8期 2017年6月19日現在	第9期 2018年6月18日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2.時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2.時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期 自 2016年6月21日 至 2017年6月19日	第9期 自 2017年6月20日 至 2018年6月18日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第8期 自 2016年6月21日 至 2017年6月19日	第9期 自 2017年6月20日 至 2018年6月18日
期首元本額 25,715,874 円	期首元本額 8,065,441 円
期中追加設定元本額 44,153,494 円	期中追加設定元本額 1,319,711 円
期中一部解約元本額 61,803,927 円	期中一部解約元本額 5,689,063 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期	第9期
----	-----	-----

	自 2016年 6月 21日 至 2017年 6月 19日	自 2017年 6月 20日 至 2018年 6月 18日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	767	354
合計	767	354

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2018年6月18日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2018年6月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	野村マネー マザーファンド	3,551,189	3,624,698	
		銘柄数: 1	3,551,189	3,624,698	
		組入時価比率: 97.9%		100.0%	
合計				3,624,698	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「野村ピクテ・ヘルスケア マネーブール・ファンド」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2018年6月18日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,846,709,737
地方債証券	1,246,452,417
特殊債券	2,400,852,314
社債券	2,303,263,266
コマーシャル・ペーパー	5,899,999,518
未収利息	14,524,695

前払費用	10,976,698
流動資産合計	16,722,778,645
資産合計	16,722,778,645
負債の部	
流動負債	
未払金	1,500,001,512
未払利息	8,706
流動負債合計	1,500,010,218
負債合計	1,500,010,218
純資産の部	
元本等	
元本	14,913,759,321
剩余金	
期末剩余金又は期末欠損金()	309,009,106
元本等合計	15,222,768,427
純資産合計	15,222,768,427
負債純資産合計	16,722,778,645

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

2018年 6月 18日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.0207 円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	(10,207 円)

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2017年 6月 20日 至 2018年 6月 18日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考查及び運用リスクの管理を行

なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2018年 6月18日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

地方債証券、特殊債券、社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コマーシャル・ペーパー

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年 6月18日現在

期首	2017年 6月20日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	17,810,169,380 円
同期中における追加設定元本額	3,574,794,474 円
同期中における一部解約元本額	6,471,204,533 円
期末元本額	14,913,759,321 円
期末元本額の内訳*	
野村米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	21,108,661 円
野村新中国株投資 マネーブール・ファンド	51,974,968 円
野村日本ブランド株投資(マネーブールファンド)年2回決算型	189,609,445 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(マネーブールファンド)年2回決算型	8,090,316 円
野村ピクテ・ヘルスケア マネーブール・ファンド	3,551,189 円
野村・グリーン・テクノロジー マネーブール・ファンド	1,019,915 円
野村新興国消費関連株投信 マネーブール・ファンド	5,061,963 円
野村世界業種別投資シリーズ(マネーブール・ファンド)	14,517,908 円
ノムラ・アジア・シリーズ(マネーブール・ファンド)	66,552,659 円
野村新エマージング債券投信(マネーブールファンド)年2回決算型	11,360,223 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(マネーブールファンド)年2回決算型	1,230,043 円
野村グローバルC B投信(マネーブールファンド)年2回決算型	3,907,760 円
野村トイチエ・高配当インフラ関連株投信(マネーブールファンド)年2回決算型	13,350,937 円
ネクストコア	19,922,154 円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753 円
野村新世界高金利通貨投信	982,608 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(欧州通貨コース)	982,609 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円コース)	982,609 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルコース)	982,609 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型	98,261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261 円

野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資(円コース)毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資(円コース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルレアルコース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	98,260円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Aコース	982,608円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Bコース	98,260円
野村新エマージング債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信(中国元コース)毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信(円コース)年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信(中国元コース)年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)年2回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型	984,834円
野村高金利国際機関債投信(毎月分配型)	49,354,623円
野村アジアC B投信(毎月分配型)	982,608円
野村グローバルC B投信(円コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信(資源国通貨コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信(アジア通貨コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信(円コース)年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信(資源国通貨コース)年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信(アジア通貨コース)年2回決算型	984,543円

ノムラ新興国債券ファンズ（野村ＳＭＡ向け）	10,000 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルレアルコース）年2回決算型	984,252 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261 円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983,768 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983,672 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Aコース	983,381 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Bコース	98,261 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Cコース	983,381 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Dコース	983,381 円
野村高金利国際機関債投信（年2回決算型）	1,967 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,262 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,261 円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983,091 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401 円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）年2回決算型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,608 円

野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,415 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029 円
野村カルミニーヤック・ファンド Aコース	981,547 円
野村カルミニーヤック・ファンド Bコース	981,547 円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型	1,963 円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	457,265 円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型	123,377 円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型	58,906 円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	80,956 円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型	568,479 円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）毎月分配型	48,092 円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年2回決算型	4,908 円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	434,099 円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルレアルコース）年2回決算型	406,687 円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年2回決算型	52,622 円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年2回決算型	57,201 円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	36,702 円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年2回決算型	220,902 円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）年2回決算型	13,741 円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451 円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451 円
ノムラ THE USA Aコース	981,258 円
ノムラ THE USA Bコース	981,258 円
ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117 円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117 円
米国変動好金利ファンド Aコース	2,952,997 円
米国変動好金利ファンド Bコース	981,066 円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年2回決算型	9,809 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808 円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807 円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807 円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489 円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489 円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489 円

野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	9,805円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,805円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)毎月分配型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)毎月分配型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(円コース)年2回決算型	9,803円
野村高配当インフラ関連株ファンド(米ドルコース)年2回決算型	980,297円
野村高配当インフラ関連株ファンド(通貨セレクトコース)年2回決算型	9,803円
野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルレアル毎月分配型	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(円コース)	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(米ドルコース)	9,803円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド(世界通貨分散コース)	9,803円
ノムラ新興国債券ファンズ(野村SMA・EW向け)	9,801円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド(野村SMA・EW向け)	9,801円
ノムラ THE ASIA Aコース	97,992円
ノムラ THE ASIA Bコース	979,912円
グローバル・ストック Aコース	97,953円
グローバル・ストック Bコース	979,528円
グローバル・ストック Cコース	97,953円
グローバル・ストック Dコース	979,528円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース(野村SMA・EW向け)	9,794円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド(為替ヘッジあり)毎月分配型	9,797円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド(為替ヘッジあり)年2回決算型	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797円
第1回 野村短期公社債ファンド	3,037,421円
第2回 野村短期公社債ファンド	3,919,169円
第3回 野村短期公社債ファンド	1,371,897円
第4回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第5回 野村短期公社債ファンド	1,959,729円
第6回 野村短期公社債ファンド	1,077,981円
第7回 野村短期公社債ファンド	686,093円
第8回 野村短期公社債ファンド	98,261円
第9回 野村短期公社債ファンド	5,094,831円
第10回 野村短期公社債ファンド	1,959,728円
第11回 野村短期公社債ファンド	1,861,757円
第12回 野村短期公社債ファンド	6,664,982円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30(非課税適格機関投資家専用)	5,423,785,404円
野村日経225 ショート・ファンド(適格機関投資家専用)	120,493,731円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50(適格機関投資家転売制限付)	3,324,627,145円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Zプライス(適格機関投資家専用)	1,163,736,635円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Dプライス(適格機関投資家専用)	3,161,244,481円
野村日経225ターゲット(公社債運用移行型)Fプライス(適格機関投資家専用)	105,286,656円
日本株インカムプラス(公社債運用移行型)1305(適格機関投資家転売制限付)	752,748,356円

野村D C運用戦略ファンド	85,180,134 円
野村D Cテンプルトン・トータル・リターン Aコース	9,818 円
野村D Cテンプルトン・トータル・リターン Bコース	9,818 円
野村D C運用戦略ファンド(マイルド)	7,492,405 円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2018年6月18日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2018年6月18日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	大阪府 公募第315回	450,000,000	450,220,500	
		大阪府 公募(5年)第96回	500,000,000	500,190,802	
		大阪市 公募平成20年度第2回	296,000,000	296,041,115	
	小計	銘柄数:3	1,246,000,000	1,246,452,417	
		組入時価比率:8.2%		10.5%	
合計				1,246,452,417	
特殊債券	日本円	日本政策投資銀行社債 財投機関債 第35回	100,000,000	100,002,550	
		日本政策投資銀行債券 財投機関債 第51回	100,000,000	100,017,875	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第40回	500,000,000	500,070,676	
		地方公共団体金融機構債券 F39回	100,000,000	100,160,000	
		公営企業債券 第30回財投機関債	100,000,000	100,015,208	
		日本政策金融公庫社債 第55回財投機関債	400,000,000	400,004,000	
		商工債券 利付第758回1号	100,000,000	100,042,695	
		農林債券 利付第757回1号	100,000,000	100,015,488	
		しんきん中金債券 利付第287回	450,000,000	450,483,147	
		商工債券 利付(3年)第186回	100,000,000	100,022,565	
		東日本高速道路 第21回	100,000,000	100,004,120	
		東日本高速道路 第22回	250,000,000	250,013,990	
		銘柄数:12	2,400,000,000	2,400,852,314	
		組入時価比率:15.8%		20.3%	
合計				2,400,852,314	
社債券	日本円	三菱東京UFJ銀行 第146回特	300,000,000	300,114,472	

		定社債間限定同順位特約付			
		日産フィナンシャルサービス 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,000,870	
		ホンダファイナンス 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,002,978	
		日立キャピタル 第46回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,014,430	
		三井住友ファイナンス＆リース 第7回社債間限定同順位特約付	300,000,000	300,177,781	
		NTTドコモ 第15回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,032,000	
		NTTドコモ 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,902,992	
		中部電力 第476回	300,000,000	300,126,684	
		関西電力 第448回	100,000,000	100,013,584	
		関西電力 第469回	300,000,000	301,779,072	
		北海道電力 第264回	100,000,000	100,055,708	
		北海道電力 第296回	100,000,000	100,042,695	
	小計	銘柄数：12	2,300,000,000	2,303,263,266	
		組入時価比率：15.1%		19.4%	
		合計		2,303,263,266	
コマーシャル・ペーパー	日本円	ホンダファイナンス	500,000,000	500,000,023	
		ホンダファイナンス	500,000,000	500,001,047	
		三井住友F&L	200,000,000	199,999,912	
		三井住友F&L	200,000,000	199,999,800	
		三井住友F&L	100,000,000	99,999,564	
		三井住友F&L	200,000,000	199,998,680	
		三井住友F&L	200,000,000	199,998,568	
		日産Fサービス	1,000,000,000	1,000,000,465	
		三菱UFJニコス	1,000,000,000	1,000,000,281	
		クレディセゾン	1,000,000,000	999,999,932	
		関西電力	1,000,000,000	1,000,001,246	
	小計	銘柄数：11	5,900,000,000	5,899,999,518	
		組入時価比率：38.8%		49.8%	
		合計		5,899,999,518	
		合計		11,850,567,515	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第 38 条の 3 および第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 10 期中間計算期間(2018 年 6 月 19 日から 2018 年 12 月 18 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2019年2月8日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ピクテ・ヘルスケア・ファンドの2018年6月19日から2018年12月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村ピクテ・ヘルスケア・ファンドの 2018 年 12 月 18 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018 年 6 月 19 日から 2018 年 12 月 18 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位 : 円)

	第 9 期 (2018 年 6 月 18 日現在)	第 10 期中間計算期間末 (2018 年 12 月 18 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	184,564,918	31,295,093
コール・ローン	31,792,155	143,488,417
株式	7,026,123,800	8,672,867,637
派生商品評価勘定	-	1,515
未収入金	411,237,915	118,059,729
未収配当金	9,175,591	5,139,964
流動資産合計	7,662,894,379	8,970,852,355
資産合計	7,662,894,379	8,970,852,355
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	629,800	1,702
未払金	-	46,989,535
未払収益分配金	390,917,759	-
未払解約金	41,710,846	28,019
未払受託者報酬	2,783,834	3,270,412
未払委託者報酬	72,777,422	85,497,687
未払利息	57	267
その他未払費用	119,249	140,097
流動負債合計	508,938,967	135,927,719
負債合計	508,938,967	135,927,719
純資産の部		
元本等		
元本	3,723,026,281	4,701,538,011
剩余金		
中間剩余金又は中間欠損金 ()	3,430,929,131	4,133,386,625
(分配準備積立金)	710,092,154	569,716,409
元本等合計	7,153,955,412	8,834,924,636
純資産合計	7,153,955,412	8,834,924,636
負債純資産合計	7,662,894,379	8,970,852,355

(2)【中間損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

	第 9 期中間計算期間 自 2017 年 6 月 20 日 至 2017 年 12 月 19 日	第 10 期中間計算期間 自 2018 年 6 月 19 日 至 2018 年 12 月 18 日
営業収益		
受取配当金	17,960,874	36,131,765
受取利息	171,566	972,972
有価証券売買等損益	141,508,834	433,313,025
為替差損益	112,018,992	129,569,047

その他収益	-	407,684
営業収益合計	271,660,266	266,231,557
営業費用		
支払利息	47,603	56,887
受託者報酬	2,755,431	3,270,412
委託者報酬	72,034,774	85,497,687
その他費用	1,360,819	1,831,628
営業費用合計	76,198,627	90,656,614
営業利益又は営業損失()	195,461,639	356,888,171
経常利益又は経常損失()	195,461,639	356,888,171
中間純利益又は中間純損失()	195,461,639	356,888,171
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	33,397,923	71,825,463
期首剰余金又は期首次損金()	2,895,677,638	3,430,929,131
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,147,361,991	2,052,144,380
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,147,361,991	2,052,144,380
剰余金減少額又は欠損金増加額	479,822,674	920,973,252
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	479,822,674	920,973,252
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	3,725,280,671	4,133,386,625

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることがあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5. その他	当ファンドの中間計算期間は、2018年6月19日から2018年12月18日までとなつております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第9期 2018年6月18日現在	第10期中間計算期間末 2018年12月18日現在
---------------------	------------------------------

1. 計算期間の末日における受益権の総数	3,723,026,281 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	4,701,538,011 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額		2. 中間計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.9215 円	1 口当たり純資産額	1.8792 円
(10,000 口当たり純資産額)	(19,215 円)	(10,000 口当たり純資産額)	(18,792 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 9 期中間計算期間 自 2017 年 6 月 20 日 至 2017 年 12 月 19 日	第 10 期中間計算期間 自 2018 年 6 月 19 日 至 2018 年 12 月 18 日
1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 27,209,396 円	1. 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 32,479,042 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第 9 期 2018 年 6 月 18 日現在	第 10 期中間計算期間末 2018 年 12 月 18 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記) の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記) の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第 9 期 自 2017 年 6 月 20 日 至 2018 年 6 月 18 日	第 10 期中間計算期間 自 2018 年 6 月 19 日 至 2018 年 12 月 18 日
期首元本額 3,247,377,264 円	期首元本額 3,723,026,281 円
期中追加設定元本額 1,353,382,828 円	期中追加設定元本額 1,954,208,036 円
期中一部解約元本額 877,733,811 円	期中一部解約元本額 975,696,306 円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 9 期(2018 年 6 月 18 日現在)			第 10 期中間計算期間末(2018 年 12 月 18 日現在)		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引						
為替予約取引						
買建	-	-	-	8,543,375	-	8,541,673
スイスフラン	-	-	-	8,543,375	-	8,541,673
売建	519,002,200	-	519,632,000	629,800	8,543,375	-
米ドル	519,002,200	-	519,632,000	629,800	8,543,375	-
					8,541,860	1,515
					8,541,860	1,515

合計	519,002,200	-	519,632,000	629,800	-	-	-	187
----	-------------	---	-------------	---------	---	---	---	-----

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年2月8日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンドの2018年6月19日から2018年12月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村ピクテ・ヘルスケア マネーフォール・ファンドの 2018 年 12 月 18 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018 年 6 月 19 日から 2018 年 12 月 18 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位 : 円)

	第 9 期 (2018 年 6 月 18 日現在)	第 10 期中間計算期間末 (2018 年 12 月 18 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	76,478	76,478
親投資信託受益証券	3,624,698	3,619,609
流動資産合計	3,701,176	3,696,087
資産合計	3,701,176	3,696,087
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	3,696,089	3,691,362
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	5,087	4,725
(分配準備積立金)	32,541	32,499
元本等合計	3,701,176	3,696,087
純資産合計	3,701,176	3,696,087
負債純資産合計	3,701,176	3,696,087

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第 9 期中間計算期間 自 2017 年 6 月 20 日 至 2017 年 12 月 19 日	第 10 期中間計算期間 自 2018 年 6 月 19 日 至 2018 年 12 月 18 日
営業収益		
有価証券売買等損益	768	356
営業収益合計	768	356
営業費用		
支払利息	16	-
営業費用合計	16	-
営業利益又は営業損失()	784	356
経常利益又は経常損失()	784	356
中間純利益又は中間純損失()	784	356
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	380	1
期首剰余金又は期首次欠損金()	12,784	5,087
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,635	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,635	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,056	7
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増	7,056	7

加額		
分配金		
中間剩余金又は中間欠損金()	6,959	4,725

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては当該価額が異なることがあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2018年6月19日から2018年12月18日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第9期 2018年6月18日現在	第10期中間計算期間末 2018年12月18日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 3,696,089口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 3,691,362口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0014円 (10,000口当たり純資産額) (10,014円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0013円 (10,000口当たり純資産額) (10,013円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第9期 2018年6月18日現在	第10期中間計算期間末 2018年12月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第9期 自 2017年6月20日 至 2018年6月18日	第10期中間計算期間 自 2018年6月19日 至 2018年12月18日
期首元本額 8,065,441円	期首元本額 3,696,089円
期中追加設定元本額 1,319,711円	期中追加設定元本額 0円
期中一部解約元本額 5,689,063円	期中一部解約元本額 4,727円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(参考)

「野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド」は「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2018年12月18日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,060,763,795
地方債証券	823,277,063
特殊債券	2,080,711,157
社債券	3,603,966,628
コマーシャル・ペーパー	2,199,999,690
未収利息	17,487,934
前払費用	8,476,406
流動資産合計	12,794,682,673
資産合計	12,794,682,673
負債の部	
流動負債	
未払金	1,302,566,520
未払利息	7,563
流動負債合計	1,302,574,083
負債合計	1,302,574,083
純資産の部	
元本等	
元本	11,259,883,619
剩余金	
期末剩余金又は期末欠損金()	232,224,971
元本等合計	11,492,108,590
純資産合計	11,492,108,590
負債純資産合計	12,794,682,673

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること

もあります。

(貸借対照表に関する注記)

2018年12月18日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額	1,0206 円
(10,000口当たり純資産額)	(10,206円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

2018年12月18日現在

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

地方債証券、特殊債券、社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コマーシャル・ペーパー

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2018年12月18日現在

期首	2018年6月19日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	14,913,759,321円
同期中ににおける追加設定元本額	449,403,676円
同期中ににおける一部解約元本額	4,103,279,378円
期末元本額	11,259,883,619円
期末元本額の内訳*	
野村米国ハイ・イールド債券投信(マネープールファンド)年2回決算型	43,933,076円
野村日本ブランド株投資(マネーブールファンド)年2回決算型	160,874,641円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(マネーブールファンド)年2回決算型	6,312,925円
野村ピクテ・ヘルスケア マネーブール・ファンド	3,546,551円
野村・グリーン・テクノロジー マネーブール・ファンド	1,019,915円
野村新興国消費関連株投信 マネーブール・ファンド	5,020,419円
野村世界業種別投資シリーズ(マネーブール・ファンド)	16,787,307円
ノムラ・アジア・シリーズ(マネーブール・ファンド)	72,547,976円
野村新エマージング債券投信(マネーブールファンド)年2回決算型	2,515,073円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(マネーブールファンド)年2回決算型	1,230,043円
野村グローバルC B投信(マネーブールファンド)年2回決算型	3,825,143円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信(マネーブールファンド)年2回決算型	13,260,166円
ネクストコア	19,922,154円
野村世界高金利通貨投信	151,953,753円
野村新世界高金利通貨投信	982,608円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(欧州通貨コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円コース)	982,609円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルコース)	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円

野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)年2回決算型	9,826円
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	982,608円
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,260円
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	98,261円
野村日本ブランド株投資(円コース)毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)毎月分配型	982,607円
野村日本ブランド株投資(円コース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(豪ドルコース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(ブラジルレアルコース)年2回決算型	982,608円
野村日本ブランド株投資(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,260円
野村日本ブランド株投資(トルコリラコース)年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	98,260円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	982,608円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	98,261円
野村新米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)年2回決算型	98,260円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Aコース	982,608円
野村PIMCO・グローバル・アドバンテージ債券投信 Bコース	98,260円
野村新エマージング債券投信(円コース)毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信(米ドルコース)毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	98,261円
野村新エマージング債券投信(中国元コース)毎月分配型	982,607円
野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)毎月分配型	982,608円
野村新エマージング債券投信(円コース)年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(米ドルコース)年2回決算型	98,261円
野村新エマージング債券投信(豪ドルコース)年2回決算型	98,260円
野村新エマージング債券投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	9,826円
野村新エマージング債券投信(中国元コース)年2回決算型	982,608円
野村新エマージング債券投信(インドネシアルピアコース)年2回決算型	98,261円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)毎月分配型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(円コース)年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(資源国通貨コース)年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信(アジア通貨コース)年2回決算型	984,834円
野村高金利国際機関債投信(毎月分配型)	49,354,623円
野村アジアC B投信(毎月分配型)	982,608円
野村グローバルC B投信(円コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信(資源国通貨コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信(アジア通貨コース)毎月分配型	984,543円
野村グローバルC B投信(円コース)年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信(資源国通貨コース)年2回決算型	984,543円
野村グローバルC B投信(アジア通貨コース)年2回決算型	984,543円

ノムラ新興国債券ファンズ（野村ＳＭＡ向け）	10,000 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型	984,252 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルレアルコース）年2回決算型	984,252 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609 円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261 円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983,768 円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983,768 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983,672 円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983,672 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Aコース	983,381 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Bコース	98,261 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Cコース	983,381 円
野村テンプルトン・トータル・リターン Dコース	983,381 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,262 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609 円
野村ドイチエ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,261 円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983,091 円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983,091 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401 円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）年2回決算型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,608 円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415 円

野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,415 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029 円
野村カルミニャック・ファンド Aコース	981,547 円
野村カルミニャック・ファンド Bコース	981,547 円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型	1,963 円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	457,265 円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルレアルコース）毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型	123,377 円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型	58,906 円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	80,956 円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型	568,479 円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）毎月分配型	48,092 円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年2回決算型	4,908 円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	434,099 円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルレアルコース）年2回決算型	406,687 円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年2回決算型	52,622 円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年2回決算型	57,201 円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	36,702 円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年2回決算型	220,902 円
野村通貨選択日本株投信（ロシアルーブルコース）年2回決算型	13,741 円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451 円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451 円
ノムラ THE USA Aコース	981,258 円
ノムラ THE USA Bコース	981,258 円
ノムラ THE EUROPE Aコース	98,117 円
ノムラ THE EUROPE Bコース	98,117 円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年2回決算型	9,809 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808 円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807 円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807 円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489 円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489 円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,805 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,805 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,805 円

野村新米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,805 円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）毎月分配型	9,803 円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）毎月分配型	980,297 円
野村高配当インフラ関連株ファンド（通貨セレクトコース）毎月分配型	980,297 円
野村高配当インフラ関連株ファンド（円コース）年2回決算型	9,803 円
野村高配当インフラ関連株ファンド（米ドルコース）年2回決算型	980,297 円
野村新興国高配当株トリプルウイング ブラジルレアル毎月分配型	9,803 円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（円コース）	9,803 円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（米ドルコース）	9,803 円
ピムコ・世界インカム戦略ファンド（世界通貨分散コース）	9,803 円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA・EW向け）	9,801 円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド（野村SMA・EW向け）	9,801 円
ノムラ THE ASIA Aコース	97,992 円
ノムラ THE ASIA Bコース	979,912 円
グローバル・ストック Aコース	97,953 円
グローバル・ストック Bコース	979,528 円
グローバル・ストック Cコース	97,953 円
グローバル・ストック Dコース	979,528 円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース（野村SMA・EW向け）	9,794 円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795 円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795 円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）毎月分配型	9,797 円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド（為替ヘッジあり）年2回決算型	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797 円
野村ウエスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797 円
第1回 野村短期公社債ファンド	3,037,421 円
第2回 野村短期公社債ファンド	3,919,169 円
第3回 野村短期公社債ファンド	1,371,897 円
第4回 野村短期公社債ファンド	1,077,981 円
第5回 野村短期公社債ファンド	1,959,729 円
第6回 野村短期公社債ファンド	1,077,981 円
第7回 野村短期公社債ファンド	686,093 円
第8回 野村短期公社債ファンド	98,261 円
第9回 野村短期公社債ファンド	5,094,831 円
第10回 野村短期公社債ファンド	1,959,728 円
第11回 野村短期公社債ファンド	1,861,757 円
第12回 野村短期公社債ファンド	6,664,982 円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30（非課税適格機関投資家専用）	5,129,840,665 円
野村日経225 ショート・ファンド（適格機関投資家専用）	120,493,731 円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50（適格機関投資家転売制限付）	2,050,866,611 円
野村日経225ターゲット（公社債運用移行型）Dプライス（適格機関投資家専用）	3,161,244,481 円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134 円
野村DCテンプルトン・トータル・リターン Aコース	9,818 円
野村DCテンプルトン・トータル・リターン Bコース	9,818 円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	7,492,405 円

* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

2019年1月31日現在

資産総額	8,369,546,915円
負債総額	22,301,388円
純資産総額(-)	8,347,245,527円
発行済口数	4,349,054,576口
1口当たり純資産額(/)	1.9193円

野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド

2019年1月31日現在

資産総額	3,696,087円
負債総額	円
純資産総額(-)	3,696,087円
発行済口数	3,691,362口
1口当たり純資産額(/)	1.0013円

(参考)野村マネー マザーファンド

2019年1月31日現在

資産総額	11,406,043,966円
負債総額	100,045,953円
純資産総額(-)	11,305,998,013円
発行済口数	11,078,242,394口
1口当たり純資産額(/)	1.0206円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2019年1月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

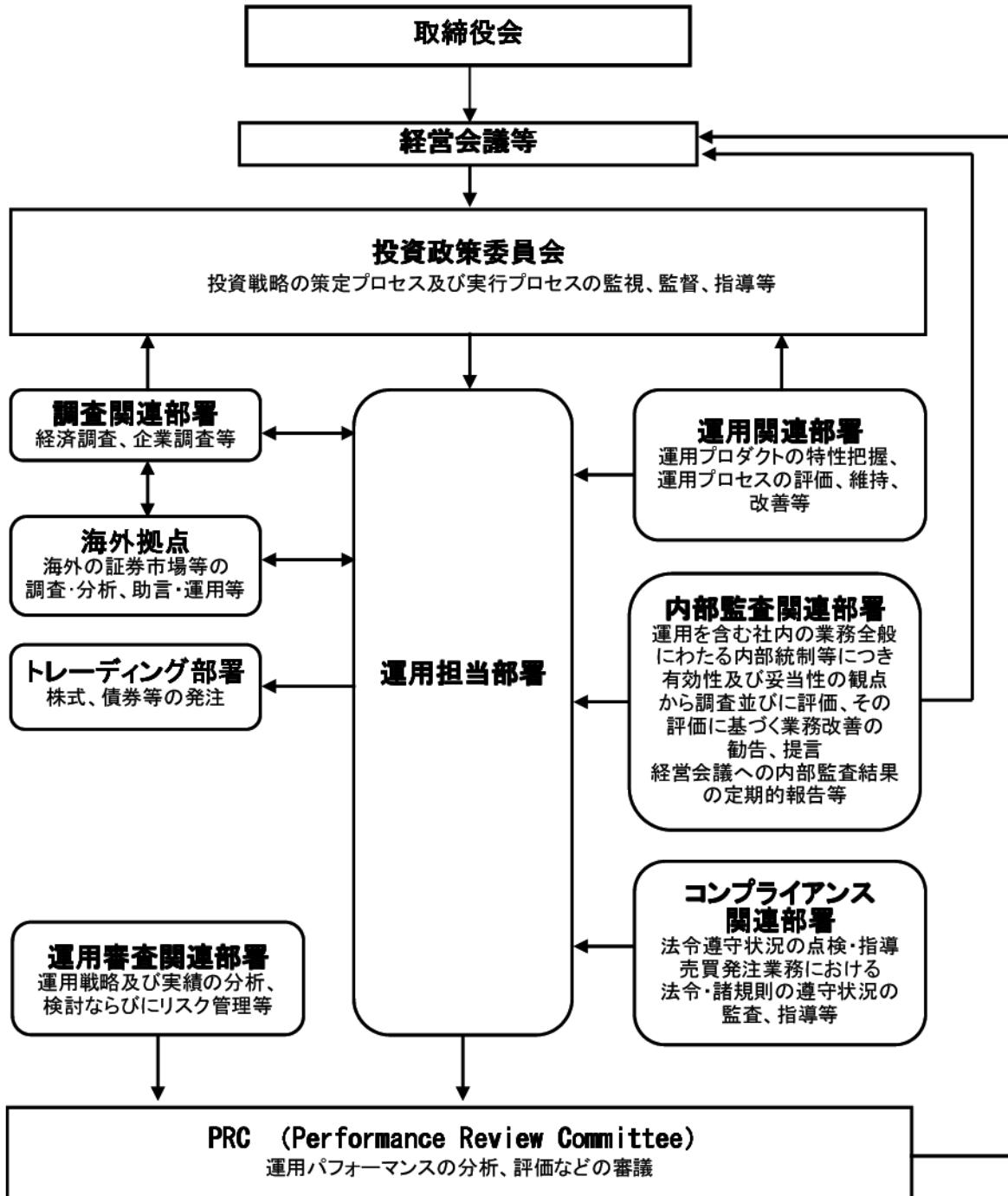
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2018 年 12 月 28 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,025	25,706,885
単位型株式投資信託	136	678,128
追加型公社債投資信託	14	5,192,995
単位型公社債投資信託	405	1,744,955
合計	1,580	33,322,963

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2018 年 4 月 1 日から 2018 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018 年 7 月 1 日に名称を変更し、EY 新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

2018年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 雄一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津 村 健二郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によ

って行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年4月6日付でエイト・リミテッドの株式を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社の株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年11月21日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井雄一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津村健二郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用され

る。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度 (2017年3月31日)		当事業年度 (2018年3月31日)	
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金		127		919	
金銭の信託		52,247		47,936	
有価証券		15,700		22,600	
前払金		33		0	
前払費用		2		26	
未収入金		495		464	
未収委託者報酬		16,287		24,059	
未収運用受託報酬		7,481		6,764	
繰延税金資産		1,661		2,111	
その他		42		181	
貸倒引当金		11		15	
流動資産計		94,066		105,048	
固定資産					
有形固定資産					
建物	2	377	1,001	348	874
器具備品	2	624		525	
無形固定資産			7,185		7,157
ソフトウェア		7,184		7,156	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,165		13,825
投資有価証券		1,233		1,184	
関係会社株式		8,124		9,033	
従業員長期貸付金		-		36	
長期差入保証金		44		54	
長期前払費用		37		36	
前払年金費用		2,594		2,350	
繰延税金資産		960		962	
その他		170		168	
貸倒引当金		-		0	
固定資産計		21,353		21,857	
資産合計		115,419		126,906	

区分	注記番号	前事業年度 (2017年3月31日)		当事業年度 (2018年3月31日)	
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金	1	98		133	
未払金		10,401		17,853	
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		5,242		7,884	
関係会社未払金		4,438		7,930	
その他未払金		687		2,005	
未払費用	1	9,461		12,441	
未払法人税等		714		2,241	
前受収益		39		33	
賞与引当金		4,339		4,626	
流動負債計		25,055		37,329	
固定負債					
退職給付引当金		2,947		2,938	
時効後支払損引当金		538		548	
固定負債計		3,485		3,486	
負債合計		28,540		40,816	
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		86,837		86,078	
資本剰余金		17,180		17,180	
資本準備金		13,729		13,729	
その他資本剰余金		11,729		11,729	
利益剰余金		2,000		2,000	
利益準備金		55,927		55,168	
その他利益剰余金		685		685	
別途積立金		55,242		54,483	
繰越利益剰余金		24,606		24,606	
評価・換算差額等		30,635		29,876	
その他有価証券評価差額金		41		11	
純資産合計		86,878		86,090	
負債・純資産合計		115,419		126,906	

(2)【損益計算書】

		前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	
営業収益				
委託者報酬		96,594		115,907
運用受託報酬		28,466		26,200
その他営業収益		266		338
営業収益計		125,327		142,447
営業費用				
支払手数料		39,785		45,252
広告宣伝費		1,011		1,079
公告費		0		0
調査費		26,758		30,516
調査費		5,095	5,830	
委託調査費		21,662	24,685	
委託計算費		1,290		1,376
営業雑経費		4,408		5,464
通信費		162	125	
印刷費		940	966	
協会費		76	79	
諸経費		3,228	4,293	
営業費用計		73,254		83,689
一般管理費				
給料		11,269		11,716
役員報酬	2	301	425	
給料・手当		6,923	6,856	
賞与		4,044	4,433	
交際費		126		132
旅費交通費		469		482
租税公課		898		1,107
不動産賃借料		1,222		1,221
退職給付費用		1,223		1,119
固定資産減価償却費		2,730		2,706
諸経費		8,118		9,122
一般管理費計		26,059		27,609
営業利益		26,012		31,148

		前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,397		4,031	
受取利息		0		4	
金銭の信託運用益		684		-	
その他		379		362	
営業外収益計			8,461		4,398
営業外費用					
支払利息		17		2	
金銭の信託運用損		-		312	
時効後支払損引当金繰入額		16		13	
為替差損		33		46	
その他		9		31	
営業外費用計			77		405
経常利益			34,397		35,141
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		20	
関係会社清算益		41		-	
株式報酬受入益		59		75	
特別利益計			126		95
特別損失					
投資有価証券等評価損		6		2	
固定資産除却損	3	9		58	
特別損失計			15		60
税引前当期純利益			34,507		35,176
法人税、住民税及び事業税			7,147		10,775
法人税等調整額			1,722		439
当期純利益			25,637		24,840

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益	利益剰余金合計		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606	
当期変動額										
剩余金の配当							38,407	38,407	38,407	
当期純利益							25,637	25,637	25,637	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,769	12,769	12,769	
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837	

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剩余金の配当			38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,308	5,308	5,308
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078
当期末残高	41	41	86,878

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本								
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29	29	29
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法</p>								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>38~50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8~15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4~15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。</p>	建物	38~50年	附属設備	8~15年	構築物	20年	器具備品	4~15年
建物	38~50年								
附属設備	8~15年								
構築物	20年								
器具備品	4~15年								
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしてあります。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしてあります。</p> <p>退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしてあります。</p>								
5. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控								

6. 連結納税制度の適用	除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。
--------------	---

[未適用の会計基準等]

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[表示方法の変更に関する注記]

(貸借対照表)

前事業年度において、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していた「関係会社未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他未払金」に表示していた4,438百万円は、「関係会社未払金」4,438百万円として組み替えております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2017年3月31日)	当事業年度末 (2018年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 938百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 681百万円 器具備品 3,331 合計 4,013	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200

損益計算書関係

前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 5,252百万円 支払利息 17	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 9 合計 9	3. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソフトウェア 53 合計 58

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	-	-	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2016年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	34,973 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	6,790 円
基準日	2016年3月31日
効力発生日	2016年6月24日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

2016年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式	
配当財産の帳簿価額	3,064 百万円
1株当たり配当額	594 円 87 銭
効力発生日	2016年10月27日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額	282 百万円
1株当たり配当額	54 円 93 銭
効力発生日	2016年10月27日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額	87 百万円
1株当たり配当額	16 円 89 銭
効力発生日	2016年10月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	-	-	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970 円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826 百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820 円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

前事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っています。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	-
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	-
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	-
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	-
(6)未払金	10,401	10,401	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	5,242	5,242	-
関係会社未払金	4,438	4,438	-
その他未払金	687	687	-
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-
負債計	20,578	20,578	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によってあります。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,233 百万円、関係会社株式 8,124 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	127	-	-	-
金銭の信託	52,247	-	-	-
未収委託者報酬	16,287	-	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	15,700	-	-	-
合計	91,843	-	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされでおりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-
その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,184 百万円、関係会社株式 9,033 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2017 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2017 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2017 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2017 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの 譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-
合計	15,700	15,700	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2016 年 4 月 1 日 至 2017 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2018 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	634
その他	8
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>19,546</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	562
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>16,572</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円
年金資産	16,572
	5
非積立型制度の退職給付債務	2,967
未積立退職給付債務	2,973
未認識数理計算上の差異	2,992
未認識過去勤務費用	371
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352
退職給付引当金	2,947
前払年金費用	2,594
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	889 百万円
利息費用	125
期待運用収益	394
数理計算上の差異の費用処理額	412
過去勤務費用の費用処理額	40
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>993</u>

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>21,398</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>17,373</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
<u>年金資産</u>	<u>17,373</u>
	790
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>3,235</u>
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>588</u>
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
<u>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</u>	<u>588</u>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>887</u>

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
<u>合計</u>	<u>100%</u>

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率

0.9%

退職一時金制度の割引率

0.5%

長期期待運用收益率

2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (2017年3月31日)	当事業年度末 (2018年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,345
退職給付引当金	913
投資有価証券評価減	417
未払事業税	110
関係会社株式評価減	247
ゴルフ会員権評価減	212
減価償却超過額	171
時効後支払損引当金	166
子会社株式売却損	148
未払子会社役務提供費用	-
未払社会保険料	85
関係会社株式譲渡益	88
その他	274
繰延税金資産小計	4,183
評価性引当額	739
繰延税金資産合計	3,444
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	18
前払年金費用	804
繰延税金負債合計	822
繰延税金資産の純額	2,621
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%
タックスヘイブン税制	0.7%
外国税額控除	0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7%
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.4%
タックスヘイブン税制	1.8%
外国税額控除	0.2%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%

セグメント情報等

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	24,500	短期借入金	-
							資金の返済	24,500		
							借入金利息の支払	17	未払費用	

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600(百万円)	情報サービス業	-	サービス・製品の購入	自社利用ソフトウェア開発の委託等(*2)	787	未払費用	-

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	33,019	未払手数料	4,486

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
なお、株式会社野村総合研究所は、2016年10月27日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492(百万円)	持株会社	(被所有)直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス株式会社(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり純資産額 16,867 円 41 銭	1株当たり純資産額 16,714 円 33 銭
1株当たり当期純利益 4,977 円 49 銭	1株当たり当期純利益 4,822 円 68 銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 25,637 百万円 普通株式に係る当期純利益 25,637 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 24,840 百万円 普通株式に係る当期純利益 24,840 百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693 株

[重要な後発事象]

当社は、2018年4月6日付で、香港の金融持株会社である8 Limited（エイト・リミテッド、以下「エイト・リミテッド」）の株式の14.9%を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社（以下「エイト証券」）の株式の78.3%を取得しました。当社のエイト・リミテッド及びエイト証券に対する出資額は、それぞれ約11億円及び約16億円であり、いずれも4月上旬に払込みを行っております。

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2018年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		948
金銭の信託		43,002
有価証券		6,700
未収委託者報酬		25,448
未収運用受託報酬		6,582
その他		726
貸倒引当金		16
流動資産計		83,392
固定資産		
有形固定資産		793
無形固定資産		6,661
ソフトウェア		6,660
その他		0
投資その他の資産		18,807
投資有価証券		2,582
関係会社株式		11,477
前払年金費用		2,191
繰延税金資産		2,108
その他		448
固定資産計		26,262
資産合計		109,654

		2018年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払収益分配金		0
未払償還金		25
未払手数料		8,085
その他未払金		4,704
未払費用		11,109
未払法人税等		1,588
賞与引当金		2,349
その他		149
流動負債計		28,014
固定負債		
退職給付引当金		3,087
時効後支払損引当金		557
固定負債計		3,644
負債合計		31,658
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		77,899
資本剰余金		17,180
資本準備金		13,729
その他資本剰余金		11,729
利益剰余金		2,000
利益準備金		46,989
その他利益剰余金		685
別途積立金		46,303
繰越利益剰余金		24,606
評価・換算差額等		21,697
その他有価証券評価差額金		97
純資産合計		97
負債・純資産合計		77,996
		109,654

中間損益計算書

		自 2018年4月1日 至 2018年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		60,780
運用受託報酬		11,904
その他営業収益		172
営業収益計		72,858
営業費用		
支払手数料		22,197
調査費		16,153
その他営業費用		3,849
営業費用計		42,200
一般管理費	1	14,475
営業利益		16,181
営業外収益	2	6,812
営業外費用	3	183
経常利益		22,810
特別利益	4	38
特別損失	5	153
税引前中間純利益		22,695
法人税、住民税及び事業税		5,121
法人税等調整額		927
中間純利益		16,646

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当中間期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826
中間純利益							16,646	16,646	16,646
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	8,179	8,179	8,179
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	21,697	46,989	77,899

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当中間期変動額			
剰余金の配当			24,826
中間純利益			16,646
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	85	85	85
当中間期変動額合計	85	85	8,094
当中間期末残高	97	97	77,996

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの…移動平均法による原価法</p>
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[表示方法の変更]

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2018年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	3,847百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	80百万円
無形固定資産	1,318百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	6,538百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	1百万円
金銭信託運用損	121百万円
時効後支払損引当金繰入	38百万円
為替差損	17百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	0百万円
株式報酬受入益	37百万円
5 特別損失の内訳	
固定資産除却損	153百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 2018年4月1日

至 2018年9月30日

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693 株	-	-	5,150,693 株

2 配当に関する事項

配当金支払額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	24,826 百万円
(2) 1株当たり配当額	4,820 円
(3) 基準日	2018年3月31日
(4) 効力発生日	2018年6月25日

金融商品関係

当中間会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2018年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	948	948	-
(2)金銭の信託	43,002	43,002	-
(3)未収委託者報酬	25,448	25,448	-
(4)未収運用受託報酬	6,582	6,582	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,700	6,700	-
資産計	82,682	82,682	-
(6)未払金	12,817	12,817	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	8,085	8,085	-
その他未払金	4,704	4,704	-
(7)未払費用	11,109	11,109	-
(8)未払法人税等	1,588	1,588	-
負債計	25,515	25,515	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券2,582百万円、関係会社株式11,477百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末（2018年9月30日）

1. 満期保有目的の債券(2018年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(2018年9月30日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(2018年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	6,700	6,700	-
小計	6,700	6,700	-
合計	6,700	6,700	-

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	
1 株当たり純資産額	15,142 円 86 銭
1 株当たり中間純利益	3,231 円 95 銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	16,646 百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	16,646 百万円
期中平均株式数	5,150 千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（新興国を含みます。）のヘルスケア関連企業の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、株式や株価指数に係るオプションを表示する証券または証書および償還金額等が株式の価格や株価指数に連動する効果を有するリンク債等に投資をする場合があります。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、世界のヘルスケア関連企業の中から高い成長が期待される企業の株式を各分野の専門的な観点から調査、評価して、投資銘柄を選定します。また、バリュエーション、流動性等を考慮しポートフォリオを構築します。ポートフォリオについては適宜見直しを行ないます。

株式の組入比率は、高位とすることを基本とします。

ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド（Pictet Asset Management Limited）およびピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ（Pictet Asset Management S.A.）に当ファンドの内外の株式等（主として海外株式等）の運用の指図に関する権限を委託します。

ピクテ投信投資顧問株式会社に当ファンドの内外の株式等（主として国内株式等）の運用の指図に関する権限を委託します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記の範囲内で基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年6月18日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日ににおける受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいり、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいり、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいります。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じができるものとします。

前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算

した価額とします。

別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないものとします。

第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定める海外市場休業日と同日である場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行いません。

第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条及び第24条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

二. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者（第19条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第20条から第26条まで、第28条、第30条および第33条から第35条までについて同じ。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定め

るものをいいます。)

- 15 . 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
- 16 . オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいいます。)
- 17 . 預託証書 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)
- 18 . 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19 . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20 . 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 21 . 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22 . 抵当証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。)

なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 12 号および第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。

- 1 . 預金
- 2 . 指定金銭信託 (前項に掲げるものを除く。)
- 3 . コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5 . 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6 . 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者 (第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 30 条において同じ。) 、第 30 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条、第 26 条、第 28 条および第 36 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なう

ことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第26条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（運用の権限委託）

第19条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

1. 委託する範囲：内外の株式等（主として海外株式等）の運用

委託先名称：ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド（Pictet Asset Management Limited）

委託先所在地：英国ロンドン市

2. 委託する範囲：内外の株式等（主として海外株式等）の運用

委託先名称：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ（Pictet Asset Management S.A.）

委託先所在地：スイス連邦ジュネーブ市

3. 委託する範囲：内外の株式等（主として国内株式等）の運用

委託先名称：ピクテ投信投資顧問株式会社

委託先所在地：東京都千代田区

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第41条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、平成21年12月以降の毎年6月および12月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、それぞれ次の率を乗じて得た額とします。

1. 内外の株式等（主として海外株式等）の運用の指図に関する権限の委託を受けた者

年1万分の60の率（前項第1号および第2号の者への合計の率とします。）

2. 内外の株式等（主として国内株式等）の運用の指図に関する権限の委託を受けた者

（平均純資産総額） （率）

350億円以下の部分 年1万分の15

350億円超の部分 年1万分の20

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

前2項の規定にかかわらず、次に掲げる発行会社の発行する株式および外国におけるこれに準ずる発行会社の発行する株式については委託者が投資することができるものとします。

1. 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。）を継続的に提出している発行会社（金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。）を提出している発行会社を含む。）

2. 会社法に基づく監査（会社法施行の際現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基いて行なわれた監査を含む。以下同じ。）が行なわれ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社

3. 公認会計士または監査法人により金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行なわれ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第 23 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

第 1 項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、第 1 項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 25 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第29条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(資金の借入れ)

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(受託者による資金立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年6月19日から翌年6月18日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成22年6月18日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の190の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信

託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金（第46条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目

から当該受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第45条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第46条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定める海外市場休業日と同日である場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 51 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 52 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
(信託約款の変更等)

第 52 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 53 条 この信託は、受益者が第 46 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 47 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けませ

ん。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 54 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 54 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 55 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 57 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 58 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 43 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 6 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

追加型証券投資信託 野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド

2. 別に定める海外市場休業日

約款第12条第5項、第46条第1項の「別に定める海外市場休業日」は次のものをいいます。

ロンドンの銀行の休業日またはニューヨーク証券取引所の休場日

(野村ピクテ・ヘルスケア マネーフォール・ファンド)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第21条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第22条の範囲で行ないます。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みま

す。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成31年6月18日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもって、取得申込をした場合に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じができるものとします。

前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

第2項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項

の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に對抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条及び第22条に定めるものに限ります。)に係る権利

ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

二. 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 26 条において同じ。）、第 26 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 24 条、第 25 条および第 31 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 24 条、第 25 条および第 31 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および司法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこ

の限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券

の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年6月19日から翌年6月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成22年6月18日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の

終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

1. 平成21年6月24日から平成21年6月30日までの信託報酬率は年10,000分の15以内の率とします。

2. 平成21年7月以降の前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

コールレートが0.65%以上のとき 年10,000分の55

コールレートが0.4%以上0.65%未満のとき 年10,000分の30

コールレートが0.4%未満のとき 年10,000分の15以内

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金（第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金および償還金については第39条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第42条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、別に定める信託（この信託を除きます。）がその信託を終了させこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約

しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらのこと項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、また、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
(信託約款の変更等)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第49条 この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第50条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 50 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 51 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 53 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 39 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 6 月 24 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第1項、第43条第2項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村ピクテ・ヘルスケア・ファンド

追加型証券投資信託 野村ピクテ・ヘルスケア マネープール・ファンド

(野村マネー マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託

野村マネー マザーファンド

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第16条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

二. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. (削除)

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」とい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをい）、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなつた場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第 18 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 21 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管す

ことがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年8月20日から翌年8月19日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に關し信託報酬を收受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第33条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 8 月 20 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社